

第五十七回国会
衆議院

委員長 關谷 勝利君

赤城 宗徳君

橋口 隆君

七日

[illegible]

午前十時三十九分開議

委員長 三池 信君

荒船清十郎君

1000

檜崎弥之助君
浜田 光人君

臣

國務大臣
曾田甲子七

防衛庁防衛局長 穴戸 基男君

防衛施設庁総務
財満
功君

100

委員金子一平君辭任につき、その補欠として三

同月十三日

司日

行一三三六番計士の持主一三三六番計士の持主

委員 炭谷冬藏君 辛丑につぎ、その補で三つて答

同日 里事案呈三行告問。里事辛三三の六、一、五補之。

Age Group	Total	Male	Female	Male	Female
18-24	15%	10%	20%	5%	10%
25-34	25%	15%	35%	10%	20%
35-44	30%	20%	40%	15%	25%
45-54	20%	15%	25%	10%	15%
55-64	15%	10%	20%	5%	10%
65-74	10%	5%	15%	5%	10%
75+	5%	5%	10%	5%	10%

正する法律案（河野密君外十三名提出） 衆法第

一般職の職員に關する法律等の一部を改

正する法律案(内閣提出第二号)

は本委員会に付託された

二易)

四月十二日

(愛知) 一君紹介 (第一号)

同(宇都宮德熙君紹介)(第四号)

同外四件（大石八治君紹介）（第七号）

同(黑金泰美君紹介)(第一号)

同外六件(砂田重民君紹介)(第一四号)

同外三件（丹羽久章君紹介）（第一七号）

同(羽田武嗣郎君紹介)(第二〇号)

同(保利茂君紹介)(第三号)

同外十九件（山手滿男君紹介）（第二六号）

同(内海英男君紹介)(第八七号)

同外三件（大村襄治君紹介）（第九一號）

同(岡本茂君紹介)(第九三号)

同外二件（神田博君紹介）（第九五号）

同(草野一郎平君外二名紹介)(第九八号)

同(佐々木義武君紹介)(第一〇二号)

同外四件（始関尹平君紹介）（第一〇五号）

同(進藤一馬君紹介)(第一〇七号)

同(田中伊三次君紹介)(第一〇九号)
同(田中榮一君紹介)(第一一〇号)
同(地崎宇三郎君紹介)(第一一一号)
同(塚田徹君紹介)(第一一二号)
同(外二件)(徳安實藏君紹介)(第一一三号)
同(外六件)(床次徳二君紹介)(第一一四号)
同(中川俊思君紹介)(第一一五号)
同(中山榮一君紹介)(第一一六号)
同(西村英一君紹介)(第一一七号)
同(外四件)(橋口隆君紹介)(第一一八号)
同(外九件)(原健三郎君紹介)(第一一九号)
同(福田一君紹介)(第一二〇号)
同(藤尾正行君紹介)(第一二一号)
同(増岡博之君紹介)(第一二二号)
同(村上信二郎君紹介)(第一二三号)
同(外一件)(渡辺肇君紹介)(第一二四号)
同(安倍晋太郎君紹介)(第一二五号)
恩給、共済年金の増額に関する請願(愛知揆一君紹介)(第二七号)
恩給の不均衡是正に関する請願(外一件)(愛知揆一君紹介)(第二八号)
同(外一件)(小川半次君紹介)(第二九号)
同(外十七件)(大坪保雄君紹介)(第三〇号)
同(外二十六件)(黒金泰美君紹介)(第三一号)
同(外四件)(坂田道太君紹介)(第三二号)
同(外八件)(菅波茂君紹介)(第三三号)
同(丹羽久章君紹介)(第三四号)
同(外十件)(西岡武夫君紹介)(第三五号)
同(野田卯一君紹介)(第三六号)
同(野田武夫君紹介)(第三七号)
同(外三件)(福井勇君紹介)(第三八号)
同(外十件)(森田重次郎君紹介)(第三九号)
同(外一件)(山下元利君紹介)(第四〇号)
同(外十三件)(山手満男君紹介)(第四一号)

同(外一件)(愛知揆一君紹介)(第一二六号)
同(外二十一件)(稻村左近四郎君紹介)(第一二七号)
同(外一件)(上村千一郎君紹介)(第一二八号)
同(外六件)(内海英男君紹介)(第一二九号)
同(外十五件)(大竹太郎君紹介)(第一三〇号)
同(外一件)(大坪保雄君紹介)(第一三一号)
同(外二件)(大橋武夫君紹介)(第一三二号)
同(外四十一件)(鹿野彦吉君紹介)(第一三三号)
同(金子一平君紹介)(第一三四号)
同(外二件)(北澤直吉君紹介)(第一三五号)
同(外三件)(熊谷義雄君紹介)(第一三六号)
同(外一件)(草野一郎平君紹介)(第一三七号)
同(坂本三十次君紹介)(第一三八号)
同(外一件)(横内義雄君紹介)(第一三九号)
同(外五件)(白濱仁吉君紹介)(第一四〇号)
同(外十一件)(正力松太郎君紹介)(第一四一号)
同(進藤一馬君紹介)(第一四二号)
同(外二十一件)(關谷勝利君紹介)(第一四三号)
同(網島正興君紹介)(第一四四号)
同(外十二件)(塚田徹君紹介)(第一四五号)
同(外二件)(中山榮一君紹介)(第一四六号)
同(外三件)(丹羽喬四郎君紹介)(第一四七号)
同(外四件)(西岡武夫君紹介)(第一四八号)
同(外三件)(村上信二郎君紹介)(第一四九号)
同(外二十四件)(渡辺肇君紹介)(第一五〇号)
恩給格差是正に関する請願(上村千一郎君紹介)(第四二号)
同(丹羽久章君紹介)(第四三号)
同(保利茂君紹介)(第四四号)
同(金子一平君紹介)(第一五一号)
同(進藤一馬君紹介)(第一五二号)
同(原健三郎君紹介)(第一五三号)

恩給、共済年金等に関する請願(坂田道太君紹介)(第四五号)
同(藤枝泉君紹介)(第一二二一号)
旧軍人恩給に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第四六号)
同(北澤直吉君紹介)(第一五四号)
同(進藤一馬君紹介)(第一五五号)
同(塚田徹君紹介)(第一五六号)
傷病恩給等の不均衡是正に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第四七号)
久留米市の旧歩兵第四十八連隊本部建物の保存に関する請願(進藤一馬君紹介)(第一六三三号)
同(網島正興君紹介)(第一六四号)
は本委員会に付託された。
十二月九日
人事院勧告の完全実施に関する陳情書外五件
(秋田県 南秋田郡五城目町 議会議長小玉太美雄 外八名)(第一号)
人事院勧告の完全実施等に関する陳情書外五十三件(箕面市議会議長林下隆一外五十三名)(第二号)
靖国神社の国家護持に関する陳情書外九件(山口県佐波郡徳地町議会議長坂本諒介外十名)(第三号)
青少年の健全育成対策強化に関する陳情書(中国四国九県議會正副議長代表山口県議會議長吉井公人)(第四号)
同和对策審議會答申の完全実施に関する陳情書外二件(上田市議會議長矢島謙一外二名)(第五号)
旧軍人の恩給に関する陳情書外七件(岡山県御

津郡加茂川町豊岡下安藤正一外七名)(第六号)
建設関係現職職員給与改善に関する陳情書(徳島県議會議長阿部豊)(第七号)
合併市町村の暫定手当支給地域区分の改正に関する陳情書(札幌市議會議長松宮利市)(第一三三三号)
は本委員会に参考送付された。
本日の會議に付した案件
理事の辞任及び補欠選任
国政調査承認要求に関する件
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)
防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)
国の防衛に関する件
○三池委員長 これより會議を開きます。
この際、一言ごあいさつを申し上げます。
今回はからずとも内閣委員会の委員長に就任いたしました。はなはだ微力ではありますが、委員各位の格別の御協力によりまして、円満かつ適正なる委員会の運営を行ない、この重責を全うしたいと存じます。
皆さまの御協力和御鞭撻を心からお願ひ申し上げます。
○三池委員長 理事の辞任及び補欠選任の件につ

いておはかりいたします。

理事藤尾正行君より理事辞任の申し出がありま
す。これを許可することとし、その補欠選任につ
きましては、委員長において指名することに御異
議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○三池委員長 御異議なしと認めます。よって、
上村千一郎君を理事に指名いたします。(拍手)

○三池委員長 国政調査承認要求に関する件につ
いておはかりいたします。

今会期中、国の行政の改善をはかり、公務員の
制度及び給与の適正を期する等のため、

一、行政機構並びにその運営に関する事項

二、恩給及び法制一般に関する事項

三、国防衛に関する事項

四、公務員の制度及び給与に関する事項

五、榮典に関する事項

以上の各事項について、小委員会の設置、関係
各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法に
より国政調査を行なうこととし、議長にその承
認を求めたいと存じますが、御異議ありません
か。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○三池委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

なお、その手続等につきましては、委員長に御
一任願いたいと思いますので、御了承願います。

○三池委員長 内閣提出、一般職の職員の給与に
関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の

職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律
案、防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律
案、以上の各案を一括して議題といたします。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を
改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部
を改正する法律

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和
二十五年法律第九十五号)の一部を次のように
改正する。

第二条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号

及び第四号中「発すること」を「発すること」に
改め、同条第二号中「決定すること」を「決定す
ること」に改め、同条第三号中「改訂」を「改定」に、

「基いて」を「基づいて」に、「報告すること」を
「報告すること」に改め、同条第五号中「改訂」
を「改定」に、「勧告すること」を「勧告すること」

と。に改め、同条第六号中「附則第二十三項」を
「附則第二十五項」に、「行なりこと」を「行なり
こと」に改め、同条第七号中「申立」を「申立て」

に、「審査すること」を「審査すること」に改め、
同条第八号中「責に任ずること」を「責めに任ず
ること」に改める。

第五条第一項中「扶養手当」の下に、「調整手
当」を加える。

第十条の三第三項中「第一号及び」を「第一号
に掲げる官職に係るものにあつては採用の日か
ら七年以内、」に、「五千元」を「一万元」に改め
る。

第十一条の二の次に次の二条を加える。

(調整手当)
第十一条の三 調整手当は、民間における賃
金、物価及び生計費が特に高い地域で人事院
規則で定めるものに在勤する職員に支給す
る。その地域に近接し、かつ、民間における
賃金、物価及び生計費に関する事情がその地
域に準ずる地域に所在する官署で人事院規則
で定めるものに在勤する職員についても、同
様とする。

2 調整手当の月額、俸給、俸給の特別調整
額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号
に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割
合を乗じて得た額とする。

一 甲地 百分の六

二 乙地 百分の三

3 前項の甲地及び乙地は、人事院規則で定め
る。

第十一条の四 職員が在勤する地域を異にして
異動した場合(職員の在勤する官署の所在地
が異動した場合を含む。以下同じ)におい
て、当該異動の直後に支給されるべき調整手
当の月額(俸給、俸給の特別調整額又は扶養
手当の月額に異動があつた場合においては、
これらに異動がなかつたものとした場合にお
ける調整手当の月額)が当該異動の直前に支
給されていた調整手当の月額に達しないこと
となるとき、又は調整手当が支給されないこ
ととなるときは、当該職員には、前条の規定
にかかわらず、当該異動の日から二年間、当
該異動の直前に在勤していた地域に在勤する
ものとした場合に支給されることとなる調整
手当を支給する。ただし、当該職員が同日か
ら二年の期間内にさらに在勤する地域を異に

して異動した場合における当該職員に対する
調整手当の支給については、人事院の定める
ところによる。

第十九条の見出し中「当り」を「当たり」に改
め、同条中「当り」を「当たり」に改め、「俸給の
月額」の下に「及びこれに対する調整手当の月額
の合計額」を加え、「除した額」を「除して得た
額」に改める。

第十九条の二第一項中「四百二十円」を「五百
十円」に、「五百四十円」を「七百六十五円」に、
三千円」を「三千六百円」に改める。

第十九条の三第二項中「扶養手当の月額」の下
に「並びにこれらに対する調整手当の月額」を加
え、「左の」を「次の」に改める。

第十九条の四第二項中「俸給の月額」の下に
「及びこれに対する調整手当の月額の合計額」
を、「扶養手当の月額」の下に「並びにこれらに
対する調整手当の月額」を加え、「百分の四十」
を「百分の五十」に改める。

第十九条の五第一項中「第十条から第十三条
まで」を「第十条から第十一条の二まで、第十二
条、第十三条」に改める。

第十九条の六中「扶養手当」の下に、「調整手
当」を加える。

第二十三条第二項及び第三項中「扶養手当」の
下に、「調整手当」を加え、同条第四項中「及び
扶養手当」を、「扶養手当及び調整手当」に改め、
同条第五項中「基く」を「基づく」に改め、「扶養
手当」の下に、「調整手当」を加える。

別表第一から別表第八までを次のように改め
る。

第一類第一号 内閣委員会議録第一号 昭和四十二年十二月十四日

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	89,200	65,200	—	—	—	27,900	23,900	17,600
2	93,700	68,600	56,600	46,100	36,100	29,600	25,200	18,400
3	98,200	72,000	59,300	48,600	38,400	31,400	26,500	19,200
4	102,700	75,400	62,000	51,100	40,700	33,400	27,900	20,000
5	107,200	78,800	64,700	53,600	43,000	35,400	29,400	20,900
6	111,700	82,300	67,400	56,100	45,400	37,500	31,000	21,900
7	116,200	85,800	70,100	58,600	47,800	39,600	32,800	22,900
8	120,700	89,300	72,800	61,100	50,200	41,700	34,600	23,900
9	125,200	92,800	75,500	63,600	52,600	43,800	36,300	24,900
10	129,500	96,100	78,200	66,100	55,000	45,900	38,000	25,900
11	133,100	98,900	80,700	68,500	57,100	48,000	39,700	27,000
12	135,700	101,700	83,200	70,900	59,200	50,000	41,300	28,100
13	138,300	103,700	85,700	73,200	61,300	52,000	42,900	29,200
14	140,500	105,700	88,200	75,500	62,900	53,900	43,900	30,300
15	142,700	107,700	90,100	77,600	64,300	55,300	44,900	31,200
16			92,000	79,700	65,500	56,500		32,000
17				81,500	66,600	57,600		32,800
18				83,300	67,700	58,600		
19					68,800	59,600		
20						60,600		

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	35,700	27,700	23,900	17,800	15,100
2	37,500	29,200	25,100	18,700	15,700
3	39,300	30,700	26,400	19,600	16,400
4	41,100	32,300	27,700	20,500	17,100
5	43,000	34,000	29,000	21,500	17,800
6	44,900	35,700	30,300	22,700	18,600
7	46,800	37,300	31,600	23,900	19,400
8	48,600	38,800	33,000	25,100	20,300
9	50,400	40,300	34,400	26,300	21,200
10	52,000	41,800	35,700	27,500	22,200
11	53,600	43,300	37,000	28,700	23,200
12	55,000	44,800	38,300	29,700	24,200
13	56,400	46,300	39,600	30,700	25,300
14	57,800	47,800	40,900	31,600	26,400
15	59,200	49,200	42,200	32,500	27,400
16	60,400	50,200	43,300	33,400	28,100
17	61,600	51,200	44,400	34,200	28,800
18	62,800	52,200	45,400	35,000	29,500
19	64,000	53,200	46,200	35,800	30,200
20	65,000	54,200	47,000	36,600	30,900
21	66,000	55,200	47,700	37,300	31,600
22	67,000	56,100	48,400	38,000	32,300
23	68,000	56,900	49,100	38,700	33,000
24	69,000	57,700	49,800	39,400	33,700
25	70,000	58,500	50,500	40,100	34,400
26	71,000			40,800	35,000
27					35,600
28					36,200
29					36,800
30					37,400

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円
1	75,400	65,200	—	—	32,300	26,500	19,300
2	78,800	68,600	52,600	42,000	34,300	27,900	20,100
3	82,300	72,000	55,100	44,300	36,300	29,400	21,000
4	85,800	75,400	57,600	46,700	38,400	31,000	21,900
5	89,300	78,800	60,100	49,100	40,500	32,800	22,900
6	92,800	81,500	62,600	51,500	42,600	34,600	23,900
7	96,100	84,200	65,100	53,900	44,700	36,300	24,900
8	99,400	86,900	67,600	56,300	46,800	38,000	25,900
9	102,100	89,200	70,100	58,700	48,900	39,700	27,000
10	104,800	91,500	72,600	61,100	51,000	41,400	28,100
11	107,000	93,800	75,000	63,200	53,100	43,100	29,500
12	109,200	96,000	77,400	65,300	55,100	44,700	30,900
13		98,200	79,700	67,400	57,100	46,300	32,000
14		100,100	82,000	69,000	59,000	47,300	32,900
15		102,000	84,100	70,400	60,200	48,300	33,800
16			86,200	71,600	61,200		
17			88,000	72,700	62,200		
18			89,800				
19			91,600				
20			93,400				
21			95,200				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円
1	75,400	65,200	—	—	26,500	23,000	20,500
2	78,800	68,600	52,600	37,500	28,300	24,000	21,300
3	82,300	72,000	55,100	39,800	30,300	25,100	22,100
4	85,800	75,400	57,600	42,100	32,400	26,500	23,000
5	89,300	78,800	60,100	44,400	34,500	28,200	24,000
6	92,800	81,500	62,600	46,700	36,600	30,200	25,100
7	96,100	84,200	65,100	49,200	38,700	32,200	26,500
8	99,400	86,900	67,600	51,700	40,800	34,200	28,200
9	102,100	89,200	70,100	54,200	42,900	36,200	30,100
10	104,800	91,500	72,600	56,600	45,000	38,200	32,000
11	107,000	93,800	75,000	59,000	47,100	40,200	34,000
12	109,200	96,000	77,400	61,400	49,200	42,200	36,000
13		98,200	79,700	63,500	51,300	44,200	38,000
14		100,100	82,000	65,600	53,400	46,200	40,000
15		102,000	84,100	67,700	55,500	48,200	42,000
16			86,200	69,300	57,600	50,200	44,000
17			88,000	70,700	59,500	52,200	46,000
18			89,800	71,900	61,100	54,200	48,000
19			91,600	73,000	62,300	56,200	50,000
20			93,400	74,000	63,500	58,100	52,000
21			95,200	75,000	64,600	59,700	53,900
22				76,000	65,600	60,900	55,500
23				77,000	66,600	62,000	56,700
24					67,600	63,000	57,800
25					68,600	64,000	58,800
26					69,600	65,000	59,800
27						66,000	60,800
28						67,000	61,800
29							62,800
30							63,800
31							64,800

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 75,400	円 65,200	円 —	円 —	円 32,300	円 26,500	円 19,600	円 —
2	78,800	68,600	52,600	42,000	34,300	27,900	20,700	—
3	82,300	72,000	55,100	44,300	36,300	29,400	21,800	17,900
4	85,800	75,400	57,600	46,700	38,400	31,000	22,900	18,700
5	89,300	78,800	60,100	49,100	40,500	32,800	24,000	19,600
6	92,800	81,500	62,600	51,500	42,600	34,600	25,100	20,600
7	96,100	84,200	65,100	53,900	44,700	36,400	26,200	21,600
8	99,400	86,900	67,600	56,300	46,800	38,200	27,500	22,600
9	102,100	89,200	70,100	58,700	48,900	40,000	28,900	23,700
10	104,800	91,500	72,600	61,100	51,000	41,800	30,400	24,800
11	107,000	93,800	75,000	63,200	53,100	43,500	32,000	25,900
12	109,200	96,000	77,400	65,300	55,100	45,100	33,600	27,200
13		98,200	79,700	67,400	57,100	46,700	35,200	28,500
14		100,100	82,000	69,000	59,000	48,100	36,700	29,800
15		102,000	84,100	70,400	60,200	49,300	38,200	31,100
16			86,200	71,600	61,200	50,500	39,700	32,300
17			88,000	72,700	62,200	51,600	41,200	33,500
18			89,800		63,200	52,600	42,500	34,600
19			91,600			53,600	43,800	35,700
20			93,400				44,800	36,600
21			95,200				45,800	37,500
22							46,800	38,400

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表 (一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 66,400	円 51,000	円 39,300	円 29,600	円 21,000
2	70,000	54,100	42,100	31,400	22,000
3	73,600	57,200	44,900	33,200	23,400
4	77,200	60,300	47,700	35,000	24,900
5	80,800	63,400	50,400	37,000	26,500
6	84,400	66,200	53,100	39,000	28,100
7	88,100	69,000	55,700	41,000	29,600
8	91,800	71,800	58,300	43,100	31,100
9	95,400	74,600	60,900	45,200	32,600
10	98,900	77,000	63,500	47,300	34,000
11	102,400	79,400	65,500	49,200	35,400
12	105,900	81,800	67,500	51,100	36,800
13	109,400	83,500	69,200	52,900	38,200
14	112,000	85,200	70,900	54,700	39,600
15	114,200	86,900	72,600	56,500	41,000
16	116,400	88,500	74,200	58,100	42,300
17	118,600	90,100	75,800	59,700	43,600
18	120,800				44,900
19	123,000				46,200
20					47,400
21					48,600

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	38,400	30,000	23,600	17,600
2	40,800	31,500	24,800	18,500
3	43,100	33,000	26,000	19,500
4	45,300	34,500	27,300	20,500
5	47,500	36,300	28,600	21,500
6	49,500	38,400	30,000	22,500
7	51,500	40,600	31,400	23,600
8	53,500	42,800	32,800	24,700
9	55,200	44,700	34,300	25,800
10	56,900	46,600	35,900	26,900
11	58,500	48,500	37,500	28,200
12	60,100	50,200	39,200	29,500
13	61,700	51,900	40,900	30,800
14	63,200	53,300	42,400	32,200
15	64,700	54,500	43,900	33,600
16	66,100	55,700	45,400	35,000
17	67,500	56,900	46,900	36,300
18	68,700	58,100	48,400	37,600
19	69,900	59,200	49,500	38,600
20	71,100	60,300	50,600	39,600
21	72,200	61,400	51,700	40,500
22	73,300	62,500	52,700	41,400
23	74,400		53,700	42,300
24				43,200

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	38,600	26,800	20,900
2	65,300	49,100	41,300	28,500	22,100
3	68,900	52,200	44,100	30,200	23,300
4	72,500	55,300	46,900	32,200	24,600
5	76,100	58,400	49,700	34,200	25,900
6	79,700	61,300	52,500	36,300	27,200
7	83,300	64,200	55,300	38,500	28,800
8	86,900	67,100	57,700	40,700	30,500
9	90,500	70,000	60,100	42,900	32,500
10	94,100	72,900	62,500	45,100	34,600
11	97,700	75,600	64,900	47,300	36,700
12	101,300	78,300	67,100	49,500	38,800
13	104,900	80,700	69,300	51,700	40,900
14	108,400	83,100	71,300	53,700	43,000
15	111,900	85,500	73,300	55,700	45,100
16	115,400	87,800	75,300	57,700	47,200
17	118,900	90,000	77,300	59,700	49,300
18	122,200	92,200	79,300	61,100	51,400
19	125,500	94,300	81,200	62,500	53,100
20	128,800	96,400	83,100	63,900	54,800
21	132,100	98,200	85,000	65,200	56,200
22	135,200	100,000	86,700	66,500	57,600
23	138,300	101,800	88,400	67,800	58,700
24	140,500	103,300	90,100	69,100	59,800
25	142,700	104,800	91,400	70,300	60,800
26		106,300	92,700	71,500	61,800
27			94,000	72,700	62,800

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円
1		25,200	19,100
2	54,900	26,800	20,000
3	57,300	28,200	20,900
4	59,700	29,600	21,900
5	62,100	31,200	23,100
6	64,800	33,000	24,400
7	67,500	34,800	25,700
8	70,200	36,800	27,000
9	72,900	38,900	28,400
10	75,600	41,000	29,800
11	78,300	43,200	31,500
12	81,000	45,400	33,300
13	83,700	47,700	35,300
14	86,400	50,000	37,300
15	89,100	52,300	39,300
16	91,800	54,600	41,300
17	94,500	56,900	43,300
18	96,800	59,200	45,300
19	99,100	61,500	47,300
20	101,400	63,800	49,000
21	103,700	66,100	50,700
22	105,700	68,300	52,400
23	107,700	70,500	54,100
24	109,700	72,700	55,300
25	111,700	74,900	56,500
26		77,100	57,600
27		79,300	58,700
28		81,300	59,700
29		83,300	60,700
30		85,100	61,700
31		86,900	62,700
32		88,700	63,700
33		90,300	64,700
34		91,900	65,700
35		93,200	66,700
36		94,500	
37		95,800	
38		97,100	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円
1		21,900	19,100
2	44,600	23,600	20,000
3	46,900	25,200	20,900
4	49,200	26,800	21,900
5	51,500	28,100	23,100
6	53,800	29,400	24,400
7	56,100	30,900	25,700
8	58,400	32,600	27,000
9	60,700	34,300	28,300
10	63,000	36,200	29,600
11	65,300	38,200	31,100
12	67,500	40,300	32,600
13	69,700	42,400	34,200
14	71,900	44,500	35,800
15	74,100	46,700	37,400
16	76,300	48,900	39,000
17	78,500	51,100	40,600
18	80,500	53,200	42,200
19	82,500	55,300	43,500
20	84,400	57,400	44,800
21	86,300	59,300	45,800
22	88,100	61,200	46,800
23	89,700	62,800	47,800
24	91,300	64,400	48,800
25	92,600	66,000	
26	93,900	67,600	
27	95,200	69,000	
28	96,500	70,400	
29		71,800	
30		73,200	
31		74,600	
32		75,900	
33		77,200	
34		78,500	
35		79,700	
36		80,900	
37		82,100	
38		83,300	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	97,600	—	38,600	28,200	21,900
2	101,200	55,300	41,300	29,700	23,600
3	104,800	58,400	44,100	31,300	25,200
4	108,300	61,300	46,900	33,100	26,800
5	111,800	64,200	49,700	35,000	28,200
6	115,300	67,100	52,600	37,000	29,600
7	118,800	70,100	55,500	39,100	31,200
8	122,200	73,100	58,400	41,200	33,000
9	125,500	76,100	61,300	43,400	34,800
10	128,800	79,700	64,200	45,600	36,800
11	132,100	83,300	67,100	47,900	38,800
12	135,200	86,900	70,000	50,200	40,800
13	138,300	90,500	72,900	52,500	42,800
14	140,600	94,100	75,600	54,800	44,800
15	142,800	97,700	78,300	57,100	46,800
16		101,300	80,700	59,400	48,800
17		104,900	83,100	61,700	50,600
18		108,400	85,500	64,000	52,400
19		111,900	87,800	66,200	54,200
20		115,400	90,000	68,400	55,700
21		118,400	92,200	70,600	57,200
22		120,600	94,300	72,800	58,500
23		122,800	96,400	75,000	59,800
24		125,000	97,900	77,200	60,900
25		127,200	99,400	79,400	62,000
26				81,400	63,100
27				83,400	64,200
28				85,200	
29				87,000	
30				88,800	
31				90,400	
32				92,000	
33				93,300	
34				94,600	

備考 この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	24,300	20,900	17,600
2	60,200	39,000	25,800	22,000	18,400
3	63,000	41,700	27,400	23,100	19,200
4	65,800	44,400	29,100	24,200	20,000
5	69,000	47,000	31,100	25,600	20,900
6	72,200	49,600	33,300	27,000	22,000
7	75,500	52,200	35,500	28,500	23,100
8	78,900	54,800	37,800	30,300	24,200
9	82,800	57,200	40,100	32,100	25,400
10	86,800	59,600	42,500	34,200	26,600
11	90,800	62,000	44,900	36,300	27,800
12	94,900	64,400	47,300	38,500	29,000
13	99,000	66,800	49,600	40,700	30,200
14	103,300	69,100	51,900	42,900	31,400
15	107,600	71,400	54,200	45,100	32,500
16	111,900	73,700	56,500	47,200	33,500
17	115,800	75,800	58,700	49,200	34,500
18	119,700	77,900	60,800	51,200	
19	123,400	80,000	62,900	53,000	
20	126,300	81,800	64,500	54,500	
21	129,100	83,500	66,100	55,900	
22	131,900	85,200	67,500	57,300	
23	134,700	86,700	68,900	58,400	
24	136,900	88,200	70,200	59,500	
25	139,100	89,700	71,500	60,500	
26		91,200	72,800	61,500	
27		92,700	74,100		
28		94,200			

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	83,400	59,500	—	31,600
2	87,000	62,900	50,100	33,800
3	90,600	66,300	53,200	36,000
4	94,200	69,700	56,300	38,200
5	97,800	73,100	59,300	41,000
6	101,400	76,500	62,300	43,800
7	104,800	79,900	65,300	46,600
8	107,800	83,300	68,300	49,400
9	111,000	86,700	71,300	52,200
10	114,200	90,100	74,200	55,000
11	117,400	93,300	77,100	57,700
12	120,400	96,400	79,900	59,800
13	123,400	99,500	82,700	61,900
14	126,300	102,100	85,400	64,000
15	129,100	104,700	87,100	66,100
16	131,900	106,600	88,800	68,200
17	134,700	108,500	90,300	70,200
18	136,900	110,400	91,800	72,200
19	139,100	112,300	93,300	74,000
20			94,800	75,800
21			96,300	77,200
22				78,600
23				80,000

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	67,600	48,300	31,900	23,900	20,900	18,400
2	71,100	51,000	34,100	25,200	21,900	19,200
3	74,600	53,700	36,300	26,500	22,900	20,000
4	78,100	56,400	38,600	27,900	23,900	20,900
5	81,700	59,100	40,900	29,600	25,100	21,900
6	85,300	61,800	43,200	31,400	26,400	22,900
7	88,900	64,500	45,500	33,400	27,800	23,900
8	92,000	67,000	47,900	35,400	29,200	24,900
9	95,100	69,500	50,300	37,500	30,800	25,800
10	98,100	72,000	52,700	39,600	32,600	26,600
11	101,100	74,200	55,100	41,700	34,400	27,400
12	103,100	76,400	57,200	43,800	36,200	28,100
13	105,100	78,400	59,300	45,900	37,900	28,800
14	106,900	80,400	61,400	48,000	39,600	
15	108,700	82,100	63,000	49,900	41,300	
16	110,500	83,800	64,600	51,800	42,900	
17		85,400	65,800	53,700	43,900	
18		87,000	67,000	55,100	44,900	
19			68,200	56,300	45,700	
20				57,400	46,500	
21				58,300		
22				59,200		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

号	俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
		俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額
1			円 40,500		円 31,400		円 23,100		円 18,900
2			42,800		33,400		24,300		19,900
3			45,100		35,600		25,600		20,900
4			47,300		37,800		26,900		22,000
5			49,500		40,000		28,200		23,100
6			51,700		42,100		29,600		24,300
7			53,900		44,200		31,200		25,500
8			56,100		46,300		32,800		26,800
9			58,300		48,400		34,400		28,100
10			60,500		50,400		36,100		29,400
11			62,600		52,400		37,800		30,800
12			64,700		54,400		39,500		32,300
13			66,400		56,200		41,200		33,800
14			68,100		57,800		42,800		35,300
15			69,700		59,100		44,100		36,800
16			71,300		60,400		45,400		38,000
17			72,900		61,600		46,600		39,200
18			74,200		62,600		47,800		40,200
19			75,500		63,600		49,000		41,200
20			76,800		64,600		50,000		42,200
21			78,000		65,600		51,000		
22			79,200		66,600		52,000		
23			80,400		67,600		53,000		
24			81,500						
25			82,600						
26			83,700						

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表

号	俸	給 月 額	
		甲	乙
1		円 200,000	円 128,000
2		210,000	137,000
3		220,000	146,000
4		230,000	155,000
5		240,000	164,000
6		250,000	173,000
7		260,000	182,000
8		270,000	191,000
9			200,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）
第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。
附則第四十一項を附則第四十三項とし、附則第三十九項及び第四十項を二項ずつ繰り下げ、附則第三十八項中「改正後の国家公務員災害補償法を「昭和四十二年改正法附則第十八項の規定による改正後の国家公務員災害補償法」に、「扶養手当」を「調整手当」に、「国家公務員等退職手当法第五条第三項及び行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第二十九号）附則第十四項」を「昭和四十二年改正法附則第十九項の規定による改正後の国家公務員等退職手当法第五条第三項に、「及び扶養手当」を「並びにこれらに対する調整手当の月額」に、「扶養手当及び暫定手当」を「これらに対する調整手当の月額並びに暫定手当の月額」に改め、同項を附則第四十項とし、附則第二十七項から第三十七項までを二項ずつ繰り下げ、附則第二十六項中「改正後の法第五条第一項中「扶養手当」にあるのは「扶養手当、暫定手当」と」

を「昭和四十二年改正法第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第五条第一項中「調整手当」とあるのは「調整手当、暫定手当」とに、「改正後の法第十九条中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額」とを「同法第十九条中「及びこれに対する調整手当の月額」とあるのは「これに対する調整手当の月額及び暫定手当の月額」とに、「改正後の法第十九条の第三第二項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」とを「同法第十九条の第三第二項中「並びにこれらに対する調整手当の月額」とあるのは「これらに対する調整手当の月額並びに暫定手当の月額」とに、「改正後の法第十九条の第四第二項中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額」と及び「扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」とを「同法第十九条の第四第二項中「及びこれに対する調整手当の月額」とあるのは「これに対する調整手当の月額及び暫定手当の月額」とに、「改正後の法第二十三条第二項及び第三項中「扶養手当」とあるのは「調整手当、暫定手当」とを「同法第二十三条第二項、第三項及び第五項中「調整手当」とあるのは「調整手当、暫定手当」とに、「改正後の法第二十三条第四項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」とを「同法第二十三条第四項中「及び調整手当」とあるのは「調整手当」とに、「改正後の法第二十三条第五項中「扶養手当」とあるのは「調整手当及び暫定手当」とを「同法第二十三条第五項中「扶養手当」とあるのは「調整手当」とに、「改正後の法第二十八項とし、附則第二十三項から第二十五項までを二項ずつ繰り下げ、附則第二十二項中「昭和三十七年十月一日」を「昭和四十二年八月一日」に改め、「附則第十六項」の下に、「第十七項」を加え、「十二月」を「二年」に改め、同項を附則第二十四項とし、附則第二十一項中

「従前の例」の下に「及び附則第十七項の規定の適用を受ける職員」の例を加え、「又は国家公務員共済組合」及び「又は国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合」に改め、同項を附則第二十三項とし、附則第十九項及び第二十項を二項ずつ繰り下げ、附則第十八項を附則第十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

20 附則第十七項の規定により支給される暫定手当の額は、俸給表の各職務の等級の号俸又は俸給月額に、当該号俸又は俸給月額に於ける前二項の規定による三級地（附則第十六項に規定する地域区分が三級地である地域をいう。）に係る暫定手当の月額に、昭和四十三年三月三十一日までは五分の一を、同年四月一日以降は五分の二をそれぞれ乗じて得た額に相当する額とする。

附則第十七項中「前項」を「附則第十六項」に改め、同項を附則第十八項とし、附則第十六項中「附則第二十一項」を「附則第二十三項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

17 前項に規定する職員以外の職員（附則第二十三項の規定の適用を受ける職員を除く。）にも、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第...号。以下「昭和四十二年改正法」という。）の施行の日の属する月の翌月の初日（その施行の日が月の初日であるときは、その日）から昭和四十五年三月三十一日までの間、月額の暫定手当を、人事院規則の定めるところにより支給する。

附則
(施行期日等)
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（同法第二条、第十九条の三（同条第一項に規定する基準日が十二月一日である期末手当に関する部分を除く。）及び第十九

条の四（同条第一項に規定する基準日が十二月一日である勤続手当に関する部分を除く。）を除く。以下「改正後の法」という。）の規定、第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正後の昭和三十二年改正法」という。）附則第十六項、第二十三項、第二十四項、第二十八項及び第四十項の規定並びに附則第七項から第十三項まで及び第十六項の規定、附則第十八項の規定による改正後の国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の規定、附則第十九項の規定による改正後の国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）の規定並びに附則第二十項の規定による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

（最高号俸等の切替等）
3 昭和四十二年八月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高号俸又は最高号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に適用されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替日から施行日の前日までの間の異動者の号俸等）
4 切替日からこの法律の施行の前日までの間において、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）
5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受け

ることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（旧号俸等の基礎）
6 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければなら

ない。
（調整手当と暫定手当との調整等）
7 改正後の法第十一条の三又は第十一条の四の規定により調整手当を支給される職員（次項に規定する指定職甲欄適用職員を除く。）に対しては、改正後の昭和三十二年改正法附則第十六項、第十七項及び第二十四項並びにこの法律附則第十二項の規定にかかわらず、暫定手当は、支給しない。

8 改正後の法第六条の二第二項の規定に基づく人事院規則で指定する職員（以下「指定職甲欄適用職員」という。）で同法第十一条の三又は第十一条の四の規定により調整手当を支給されるものには、改正後の昭和三十二年改正法附則第二十三項及び第二十四項の規定にかかわらず、改正後の昭和三十二年改正法附則第二十三項の規定により俸給とみなされる額（昭和四十三年四月一日以降においては、附則第十四項後段の規定による暫定手当の月額のうち同法附則第二十三項の規定により俸給とみなされる額に係る額）に相当する額とする。

（調整手当の額の特例）
9 改正後の法第十一条の三又は第十一条の四の規定により調整手当を支給される職員（指定職

甲欄適用職員を除く。）の調整手当の月額が附則第七項の規定を適用しないものとしたならば支給されることとなる暫定手当の月額に達しない場合における当該調整手当の月額は、同法第十一条の三及び第十一条の四の規定にかかわらず、当該暫定手当の月額に相当する額とする。

10 改正後の法第十一条の三又は第十一条の四の規定により調整手当を支給される指定職甲欄適用職員の調整手当の月額が附則第八項の規定を適用しないものとしたならば支給されることとなる暫定手当の月額から同項の規定による月額を減じた額に達しない場合における当該調整手当の月額は、次項の規定により読み替えられた同法第十一条の三及び第十一条の四の規定にかかわらず、当該暫定手当の月額から附則第八項の規定による月額を減じた額に相当する額とする。

11 指定職甲欄適用職員に対する改正後の法第十一条の三第二項の規定の適用については、当該職員に暫定手当が支給される間、同項中「俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額」とあるのは、「俸給月額及び一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第五十四号）附則第二十三項の規定により俸給とみなされる額に相当する額」とする。

（改正前の昭和三十二年改正法附則第二十二項の規定の経過措置）
12 切替日において第二条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正前の昭和三十二年改正法」という。）附則第二十二項の規定による暫定手当を支給されていた職員に対しては、切替日以降、改正後の昭和三十二年改正法附則第十六項、第十七項、第二十三項及び第二十四項の規定にかかわらず、その者が改正前の昭和三十二年改正法附則第二十二項本文の規定の適用を受けるに至つた日から二年間、その者が同項本文

の規定による月額を減じた額に相当する額とする。

甲欄適用職員を除く。）の調整手当の月額が附則第七項の規定を適用しないものとしたならば支給されることとなる暫定手当の月額に達しない場合における当該調整手当の月額は、同法第十一条の三及び第十一条の四の規定にかかわらず、当該暫定手当の月額に相当する額とする。

10 改正後の法第十一条の三又は第十一条の四の規定により調整手当を支給される指定職甲欄適用職員の調整手当の月額が附則第八項の規定を適用しないものとしたならば支給されることとなる暫定手当の月額から同項の規定による月額を減じた額に達しない場合における当該調整手当の月額は、次項の規定により読み替えられた同法第十一条の三及び第十一条の四の規定にかかわらず、当該暫定手当の月額から附則第八項の規定による月額を減じた額に相当する額とする。

国務大臣 会計検査院長 人事院総裁	四〇〇,〇〇〇円
内閣法制局長官 公正取引委員会委員長 宮内庁長官	三三〇,〇〇〇円
検査官(会計検査院長を除く。) 人事官(人事院総裁を除く。) 政務次官	二七〇,〇〇〇円
内閣官房副長官 総理府総務副長官 侍従長	二六〇,〇〇〇円
国家公安委員会委員 公正取引委員会委員 土地調整委員会委員長 文化財保護委員会委員長 地方財政審議会会長 式部官長	二四〇,〇〇〇円
土地調整委員会委員 首都圏整備委員会の常勤の委員 社会保険審査会の委員長及び委員 労働保険審査会委員 行政監理委員会委員 地方財政審議会委員 原子力委員会の常勤の委員	一一〇,〇〇〇円

別表第二			公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員 科学技術会議の常勤の議員 運輸審議会委員 東宮大夫
官 職 名	俸 給 月 額		
大 使	五号俸 三三〇,〇〇〇円 四号俸 二六〇,〇〇〇円 三号俸 二四〇,〇〇〇円 二号俸 二二〇,〇〇〇円 一号俸 一九〇,〇〇〇円		
公 使	四号俸 二六〇,〇〇〇円 三号俸 二四〇,〇〇〇円 二号俸 二二〇,〇〇〇円 一号俸 一九〇,〇〇〇円		
別表第三			
官 職 名	俸 給 月 額		
秘書官	八号俸 一〇八,〇〇〇円 七号俸 九七,〇〇〇円 六号俸 八七,〇〇〇円 五号俸 七七,〇〇〇円 四号俸 六八,〇〇〇円 三号俸 五九,五〇〇円 二号俸 五一,〇〇〇円 一号俸 四五,五〇〇円		

(特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第七項を次のように改める。

7 内閣総理大臣等に暫定手当が支給される間、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第...号)第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律第二条及び第五条から第七条までの規定の適用については、同法第二条中「調整手当」とあるのは「調整手当、暫定手当」と、同法第五条から第七条までの規定中「俸給」とあるのは「俸給及び暫定手当」とする。

附則第十項中「改正後の外務公務員法」を「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第八項の規定による改正後の外務公務員法」に、「俸給の」を「俸給及び調整手当のそれぞれに」、「及び暫定手当」を「調整手当及び暫定手当」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定、第二条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正後の昭和三十三年改正法」という。)の規定並びに次項及び附則第四項の規定並びに附則第八項の規定による改正後の外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

(調整手当と暫定手当との調整等)

3 改正後の法第二条の規定により調整手当を支給される内閣総理大臣等(秘書官を除く。)に支給する暫定手当の月額額は、改正後の昭和三十三年改正法附則第三項の規定にかかわらず、同法附則第四項の規定により俸給とみなされる額(昭和四十三年四月一日以降においては、附則第五項後段の規定による暫定手当の月額のうち同法附則第四項の規定により俸給とみなされる額に係る額)に相当する額とする。

4 改正後の法第二条の規定により調整手当を支給される秘書官に対しては、改正後の昭和三十三年改正法附則第二項の規定にかかわらず、暫定手当は、支給しない。

(昭和四十三年四月一日以降の俸給月額等)

5 改正後の法第三条の規定の昭和四十三年四月一日以降における適用については、同条第二項

に定める俸給月額又は同法別表第一から別表第三までに掲げる俸給月額は、いずれも、その額に、同日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては当該俸給月額を受ける特別職の職員についての昭和四十二年七月三十一日における第二条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正前の昭和三十三年改正法」という。)附則第三項の規定による暫定手当の月額(秘書官にあつては、当該俸給月額を受ける秘書官について

同日における同法附則第五項の規定による三級地(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十四号)附則第十六項に規定する地域区分が三級地である地域をいう。)に係る暫定手当の月額とし、以下「暫定手当支給額」という。)に二十分の三(秘書官にあつては、五分の一)を乗じて得た額に相当する額を、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては「一万五千九百九十九円」と、同年四月一日以降においては「一万六千六百六十五円」とする。

三(秘書官にあつては、五分の一)を乗じて得た額に相当する額を、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては「一万五千九百九十九円」と、同年四月一日以降においては「一万六千六百六十五円」とする。

同年四月一日以降においては暫定手当支給額に二十分の十五(秘書官にあつては、五分の五)を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ加えた額に読み替えるものとする。この場合において、

改正後の昭和三十三年改正法附則第二項の規定

により特別職の職員に支給される暫定手当の月額は、同法附則第三項又は第五項の規定による額から、暫定手当支給額に、昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては二十分の三(秘書官にあつては、五分の一)を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては二十分の九(秘書官にあつては、五分の三)を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降においては二十分の十五(秘書官にあつては、五分の五)を乗じて得た額に相当する額とする。

6 改正後の法第四条第二項の規定の昭和四十三年四月一日以降における適用については、同項中「一万五百円」とあるのは、同日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては「一万五百三十三円」と、同年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては「一万五千九百九十九円」と、同年四月一日以降においては「一万六千六百六十五円」とする。

(給与の内払)

7 第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律又は改正前の昭和三十三年改正法の規定に基づいて昭和四十二年八月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に特別職の職員に支払われた給与は、それぞれ、改正後

の法又は改正後の昭和三十三年改正法の規定に

よる給与の内払とみなす。この場合において、

改正後の法の規定により調整手当を支給される

こととなる特別職の職員に支払われた暫定手当

(内閣総理大臣等(秘書官を除く。))にあつては、

改正後の昭和三十三年改正法附則第四項の規定

により俸給とみなされる額以外の額に係るもの

に限る。は、改正後の法の規定による調整手当

の内払とみなす。

(外務公務員法の一部改正)

8 外務公務員法の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「俸給の」を「俸給及び調整

手当のそれぞれ」に改める。

理 由

一般職の国家公務員の給与改定等に伴い、特別

職の職員の給与の額を改定するとともに、調整手

当を新設し、及び暫定手当の一定額を逐次俸給に

繰り入れる等の必要がある。これが、この法律案

を提出する理由である。

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律

(防衛庁職員給与法の一部改正)

第一条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第

二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「(以下「幹部自衛官」とい

う。)」を削る。

第十四条の見出し中「通勤手当」を「調整手当」

に改め、同条第一項中「通勤手当」を「調整手

当及び通勤手当」に改め、「初任給調整手当」の

下に、「調整手当」を加え、「自衛官」を「第六条の

規定の適用を受ける自衛官には調整手当及び隔

遠地手当を、その他の自衛官」に改め、同条第

二項中「第十二条」を「第十一条の三」に改める。

第十八条第二項中「五千七十四円」を「五千五百

八十円」に改める。

第十八条の二第二項中「扶養手当の月額の高

計額(陸曹等にあつては俸給、扶養手当及び營

外手当の月額の高計額とし、学生にあつては学

生手当の月額とする。)」を「扶養手当の月額、こ

れらに対する調整手当の月額並びに營外手当の

月額の高計額(学生にあつては、学生手当の月

額)に改める。

第十八条の三第二項中「俸給の月額(陸曹等に

あつては、俸給及び營外手当の月額の高計額)」

を「俸給の月額、これに対する調整手当の月額

及び營外手当の月額の高計額」に、「扶養手当の

月額の高計額(陸曹等にあつては、俸給、扶養

手当及び營外手当の月額の高計額)」を「扶養手

当の月額、これらに対する調整手当の月額並び

に營外手当の月額の高計額」に、「百分の四十」

を「百分の五十」に改める。

第十九条中「第十一条の二」を「第十一条の三」

に、「外」を「ほか」に、「初任給調整手当、扶養

手当、特殊勤務手当」を「扶養手当、調整手当」

に改める。

第二十二條の二第一項中「隔遠地手当」を「調

整手当及び隔遠地手当」に改める。

第二十三條第二項中「俸給等(参事官等、事務

官等及び幹部自衛官にあつてはその者に係る俸

給、扶養手当及び期末手当を、陸曹等にあつて

は俸給、扶養手当、營外手当及び期末手当をい

う。以下この条及び次条において同じ。)」を「俸

給、扶養手当、調整手当、營外手当及び期末手

当(以下この条及び次条において「俸給等」とい

う。)」に改める。

第二十四條第二項中「因り」を「より」に、「第

十四条から第十七条まで」を「第十四条(調整手

当に係る部分を除く。)、第十六条、第十七条」

に改める。

第二十五條第二項中「九千八百円」を「一万百

円」に改める。

第二十七條第二項中「扶養手当」の下に、「調

整手当」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表

号 俸	指 定 職		職務の 等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額			俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	甲	乙					
	円	円		円	円	円	円
1	200,000	128,000	1	99,500	72,700	—	40,200
2	210,000	137,000	2	104,500	76,500	63,100	42,800
3	220,000	146,000	3	109,500	80,300	66,100	45,400
4	230,000	155,000	4	114,500	84,100	69,100	48,000
5	240,000	164,000	5	119,500	87,900	72,100	51,400
6		173,000	6	124,500	91,800	75,100	54,200
7		182,000	7	129,500	95,700	78,100	57,000
8		191,000	8	134,500	99,600	81,100	59,800
9		200,000	9	139,500	103,500	84,100	62,600
			10	144,400	107,100	87,100	65,400
			11	148,400	110,300	90,000	68,200
			12	151,300	113,400	92,800	70,900
			13	154,200	115,600	95,600	73,600
			14	156,600	117,800	98,300	76,300
			15	159,000	120,000	100,500	79,000
			16			102,600	81,600
			17				84,200
			18				86,500
			19				88,800
			20				90,900
			21				92,900

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
38,600	35,800	27,900	23,700	22,100	19,700	17,800	15,900	14,900
41,000	36,900	30,200	25,600	23,600	20,800	18,700		
43,400	38,100	32,500	27,900	25,500	21,900	19,700		
45,900	40,400	34,800	30,200	27,700	23,100	20,700		
48,400	42,700	37,100	32,500	29,900	24,300			
50,800	45,000	39,400	34,800	31,900	25,500			
53,200	47,400	41,800	37,100	33,200				
55,400	49,700	44,100	39,100	34,400				
57,600	52,000	46,200	40,700	35,600				
59,800	54,200	48,300	42,200	36,800				
61,800	56,400	50,400	43,700	38,000				
63,600	58,600	52,500	45,200	39,100				
65,400	60,700	54,600	46,600	40,200				
67,200	62,800	56,600	48,000	41,300				
69,000	64,700	58,400	49,400					
70,800	66,200	59,900	50,500					
72,300	67,700	61,200						
73,500	69,100	62,500						
74,600	70,300	63,600						
	71,400	64,700						

他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

(防衛庁職員給与法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十九項を次のように改める。

(暫定手当を基礎とする給与)

19 参事官等、事務官等並びに新法別表第二の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける自衛官に暫定手当が支給される間、防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法(以下この項において「昭和四十二年改正後の法」という。)第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十九条中

別表第二 自衛官俸給表

階級 号 俸	陸 海 空	将 将 将			陸 将 補 海 将 補 空 将 補	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉
		俸 給 月 額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		甲	乙	丙					
		円	円	円	円	円	円	円	円
1		200,000	128,000	104,800	88,700	73,400	61,500	—	46,600
2		210,000	137,000	109,800	92,700	77,200	64,300	58,700	49,100
3		220,000	146,000	114,800	96,700	81,000	67,100	61,500	51,700
4		230,000	155,000	119,900	100,600	84,800	69,900	64,300	54,500
5		240,000	164,000	125,000	104,500	88,700	72,700	67,100	57,200
6			173,000	130,000	108,300	92,600	75,500	69,900	59,900
7			182,000	135,000	112,000	96,500	78,300	72,500	62,600
8			191,000	140,000	115,700	100,400	81,000	75,100	65,300
9			200,000	144,800	118,500	104,200	83,700	77,600	68,000
10				148,800	121,200	107,500	86,400	80,100	70,700
11				151,700	123,600	110,500	89,000	82,600	73,300
12				154,600	126,000	113,400	91,500	85,000	75,900
13					128,400	115,400	93,900	87,100	78,200
14						117,400	96,200	89,200	80,000
15							98,400	91,100	81,500
16							100,500	92,800	82,900
17							102,600	94,500	84,300
18							104,700	96,200	85,600
19							106,800	97,900	
20							108,700	99,600	
21							110,600	101,200	

備考 この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その

「及びこれに対する調整手当の月額」とあるのは、「これに対する調整手当の月額及び暫定手当の月額」と、昭和四十二年改正後の法第十八条の二第二項及び第十八条の三第二項中「調整手当の月額」とあるのは「調整手当の月額、暫定手当の月額」と、同法第二十三条第二項及び第二十七条第二項中「調整手当」とあるのは「調整手当、暫定手当」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

（防衛庁職員給与法の一部改正）

第三条 防衛庁職員給与法の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 38,700	円 35,900	円 28,000	円 23,800	円 22,200	円 19,800	円 17,900	円 16,000	円 15,000
41,100	37,000	30,300	25,700	23,700	20,900	18,800		
43,500	38,200	32,600	28,000	25,600	22,000	19,800		
46,000	40,500	34,900	30,300	27,800	23,200	20,800		
48,500	42,900	37,300	32,600	30,000	24,400			
50,900	45,200	39,600	34,900	32,000	25,600			
53,300	47,500	41,900	37,200	33,300				
55,600	49,800	44,200	39,300	34,600				
57,800	52,100	46,400	40,900	35,800				
60,000	54,400	48,500	42,400	37,000				
62,000	56,600	50,600	43,900	38,100				
63,800	58,800	52,700	45,300	39,200				
65,600	61,000	54,800	46,700	40,300				
67,400	63,000	56,800	48,100	41,400				
69,200	64,900	58,600	49,500					
71,000	66,400	60,100	50,600					
72,500	67,900	61,400						
73,700	69,300	62,700						
74,800	70,500	63,900						
	71,600	65,000						

職を占める者で政令で指定するものとする。

(防衛庁職員給与法の一部改正)

第四条 防衛庁職員給与法の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「一万百円」を「一万二百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第二 自衛官俸給表

階級 号	陸海空			將 將 將	陸 海 空	補 將 補 空	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉
	俸給月額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	甲	乙	丙	甲	乙	丙	甲	乙	丙	甲
1	200,000	128,000	105,000	88,900	73,500	61,600	46,700			
2	210,000	137,000	110,000	92,800	77,300	64,400	49,300			
3	220,000	146,000	115,000	96,800	81,100	67,200	51,900			
4	230,000	155,000	120,100	100,800	84,900	70,000	54,600			
5	240,000	164,000	125,200	104,700	88,800	72,800	57,400			
6		173,000	130,300	108,500	92,700	75,600	60,100			
7		182,000	135,300	112,300	96,700	78,400	62,800			
8		191,000	140,300	116,000	100,600	81,200	65,500			
9		200,000	145,100	118,700	104,400	83,900	68,200			
10			149,100	121,400	107,700	86,600	70,900			
11			152,100	123,800	110,700	89,200	73,500			
12			155,000	126,200	113,600	91,700	76,100			
13				128,600	115,600	94,100	78,400			
14					117,600	96,400	80,200			
15						98,600	81,700			
16						100,700	83,100			
17						102,800	84,500			
18						104,900	85,800			
19						107,000				
20						108,900				
21						110,800				

備考 この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官

別表第一 参事官等俸給表

号 俸	指 定 職		職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額						
	甲	乙					
	円	円	号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	201,760	128,532	1	99,902	73,037	—	40,429
2	211,840	137,552	2	104,943	76,846	63,402	43,004
3	221,880	146,598	3	109,983	80,654	66,428	45,590
4	231,960	155,620	4	115,024	84,463	69,452	48,164
5	242,000	164,664	5	120,064	88,271	72,480	51,633
6		173,688	6	125,103	92,191	75,508	54,445
7		182,744	7	130,145	96,111	78,536	57,243
8		191,800	8	135,184	100,038	81,562	60,044
9		200,856	9	140,221	103,958	84,587	62,845
			10	145,033	107,655	87,613	65,648
			11	149,062	110,790	90,414	68,448
			12	151,974	113,923	93,215	71,253
			13	154,884	116,164	96,015	74,058
			14	157,348	118,405	98,814	76,752
			15	159,812	120,646	100,941	79,441
			16			103,068	82,019
			17				84,594
			18				86,944
			19				89,295
			20				91,306
			21				93,319

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
38,900	36,100	28,300	23,900	22,300	20,000	18,000	16,100	15,100
41,400	37,300	30,600	25,900	23,900	21,100	18,900		
43,900	38,500	32,900	28,200	25,800	22,200	19,900		
46,400	40,800	35,200	30,500	28,000	23,400	20,900		
48,900	43,200	37,600	32,900	30,200	24,600			
51,300	45,600	40,000	35,200	32,300	25,800			
53,700	47,900	42,300	37,500	33,600				
56,000	50,200	44,600	39,700	34,900				
58,300	52,500	46,800	41,200	36,100				
60,400	54,800	48,900	42,700	37,300				
62,400	57,100	51,000	44,200	38,500				
64,300	59,300	53,100	45,700	39,700				
66,200	61,400	55,200	47,200	40,800				
68,000	63,500	57,200	48,600	41,900				
69,800	65,400	59,100	50,000					
71,600	67,000	60,600	51,100					
73,000	68,500	61,900						
74,200	69,900	63,200						
75,300	71,100	64,400						
	72,200	65,500						

の官職を占める者で政令で指定するものとする。

別表第二 自衛官俸給表

階級 号	陸海空	将将将			陸将補 海将補 空将補	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉
		俸給月額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		甲	乙	丙					
		円	円	円	円	円	円	円	円
1		201,760	128,532	105,700	89,500	74,000	62,100	—	47,100
2		211,840	137,552	110,800	93,400	77,800	64,900	59,300	49,600
3		221,880	146,598	115,900	97,400	81,600	67,700	62,100	52,200
4		231,960	155,620	121,000	101,400	85,500	70,500	64,900	55,000
5		242,000	164,664	126,100	105,400	89,400	73,300	67,700	57,800
6			173,688	131,200	109,200	93,300	76,200	70,500	60,600
7			182,744	136,200	113,000	97,300	79,000	73,100	63,300
8			191,800	141,200	116,700	101,300	81,800	75,700	66,000
9			200,856	146,100	119,500	105,100	84,500	78,300	68,700
10				150,100	122,200	108,400	87,200	80,900	71,400
11				153,100	124,600	111,500	89,800	83,500	74,100
12				156,000	127,000	114,300	92,300	85,800	76,700
13					129,400	116,400	94,700	87,900	78,900
14						118,400	97,100	90,000	80,700
15							99,300	91,900	82,300
16							101,400	93,700	83,800
17							103,500	95,400	85,100
18							105,600	97,100	86,400
19							107,700	98,800	
20							109,600	100,500	
21							111,500	102,200	

備考 この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)の施行の日(昭和四十二年の初日)から、第四条の規定は昭和四十三年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法(同法第十八条の二(同条第一項に規定する基準日が十二月一日である期末手当に関する部分を除く。))及び第十八条の三(同条第一項に規定する基準日が十二月一日である勤勉手当に関する部分を除く。))を除く。以下「新法」という。の規定、第二条の規定による改正後の防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(以下「改正後の昭和三十三年改正法」という。))の規定並びに附則第九項から第十四項まで及び第十八項の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

(俸給の切替え)

3 昭和四十二年八月一日(以下「切替日」という。))における職員の俸給月額(附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(自衛官にあつては、階級。以下同じ。))におけるその者が受けていた俸給月額に相当する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

(改正前の俸給月額を受けていた期間の通算)

4 前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。))第八條第六項の規定の適用については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

5 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれをこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、一般職の国家公務員の例に準じて総理府令で定める。

(切替日から施行日の前日までの間に異動した職員の俸給月額等)

6 切替日からこの法律の施行の日(前日)までの間に、第一条の規定による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。))の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(以下「昭和四十二年一般職給与改正法」という。))による改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く。))から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定めるところによる。

(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)

7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(改正前の俸給月額の基礎)

8 附則第三項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額

は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(調整手当と暫定手当との調整等)

9 新法第十四条の規定により調整手当を支給される職員(次項の規定の適用を受ける職員を除く。))に対しては、改正後の昭和三十三年改正法附則第十六項の規定にかかわらず、暫定手当は、支給しない。

10 新法第六條第一項の規定に基づく政令で指定する職員(以下「指定職甲欄適用職員」という。))で新法第十四条の規定により調整手当を支給されるものに支給する暫定手当の月額は、改正後の昭和三十三年改正法附則第十六項の規定にかかわらず、同項後段の規定により俸給とみなされる額に相当する額とする。

(調整手当の額の特例)

11 新法第十四条の規定により調整手当を支給される職員(指定職甲欄適用職員を除く。))の調整手当の月額が附則第九項の規定を適用しないものとしたならば支給されることとなる暫定手当の月額に達しない場合における当該調整手当の月額(同条第二項において準用する一般職給与法第十一條の三及び第十一條の四の規定にかかわらず、当該暫定手当の月額に相当する額とする。)

12 新法第十四条の規定により調整手当を支給される指定職甲欄適用職員の調整手当の月額が附則第十項の規定を適用しないものとしたならば支給されることとなる暫定手当の月額から同項の規定による月額を減じた額に達しない場合における当該調整手当の月額は、次項の規定により読み替えられた同条第二項において準用する一般職給与法第十一條の三及び第十一條の四の規定にかかわらず、当該暫定手当の月額から附則第十項の規定による月額を減じた額に相当する額とする。

三第二項の規定の適用については、当該職員に暫定手当が支給される間、同項中「俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額」とあるのは、「俸給月額及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十五号)附則第十六項後段の規定により俸給とみなされる額に相当する額」とする。

(勤務一時間当たりの給与額の算出の特例)

14 新法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十九条の規定の適用については、同条中「これに対する調整手当の月額」とあるのは、附則第十一項又は第十二項の規定の適用を受ける職員にあつては「防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)附則第十一項又は第十二項の規定による調整手当の月額」とし、前項の規定の適用を受ける職員にあつては「防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)附則第十三項の規定により読み替えられた第十一條の三第二項の規定による調整手当の月額」とする。

15 (昭和四十三年四月一日以降の俸給月額等) 事務官等に対する一般職給与法別表第一、別表第四及び別表第五(ハを除く。))から別表第八までに掲げる俸給表の昭和四十三年四月一日以降における適用については、昭和四十二年一般職給与改正法附則第十四項の規定の例による。

16 昭和四十四年四月一日以降における第四條の規定による改正後の防衛庁職員給与法別表第一及び別表第二に定める俸給月額並びに同法第二十五條第二項に定める学生手当の月額については、昭和四十二年一般職給与改正法附則第十四項の規定による一般職の国家公務員の俸給月額等に係る措置との権衡上必要と改定を行なうものとする。

(給与の内払)

17 旧法又は第二条の規定による改正前の防衛庁職員給与法の一部を改正する法律の規定に基づ

いて切替日からこの法律の施行の日の前日まで
の間に職員に支払われた給与は、それぞれ、新
法又は改正後の昭和三十三年改正法の規定に
よる給与の内払とみなす。この場合において、新
法の規定により調整手当を支給されることとな
る職員に支払われた暫定手当（指定職甲欄適用
職員にあつては、改正後の昭和三十三年改正法
附則第十六項後段の規定により俸給とみなされ
る額以外の額に係るものに限る。）は、新法の規
定による調整手当の内払とみなす。
（政令への委任）

18 附則第三項から前項までに定めるもののほ
か、この法律の施行に關し必要な事項は、政令
で定める。

理由

一般職の国家公務員の例に準じて、防衛庁職員
の俸給月額等及び勤労手当の支給割合を改定し、
並びに調整手当に關する規定を新たに設ける等
の必要がある。これが、この法律案を提出する理由
である。

○三池委員長 ます、趣旨の説明を求めます。田
中總理府総務長官。

○田中國務大臣 ただいま議題となりました一般
職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する
法律案につきまして、その提案の理由及び内容の
概略を御説明申し上げます。

本年八月十五日、一般職の国家公務員の給与に
つきまして、俸給表を全面的に改定いたしました。宿日
直手当及び勤労手当等を改定すること、及び都市
手当を新設するとともに暫定手当についてその一
定部分を逐次俸給に繰り入れてその整理を進める
こと等を内容とする人事院勧告がなされたのであ
ります。政府といたしまして、その内容を慎重
に検討いたしました結果、実施期日につきまして
は、例年より一カ月繰り上げて本年八月一日
からとし、内容につきましては、都市手当を調整

手当として、他は勧告どおりこれを実施すること
が適当であると認めましたので、この際一般職の
職員の給与に關する法律等について所要の改正を
行なうとするものでございます。

まず、一般職の職員の給与に關する法律（昭和
二十五年法律第九十五号）の一部を次のとおり改
めることといたしました。

第一に、全俸給表の俸給月額を引き上げること
といたしました。この結果、俸給表全体の改善率
は平均七・〇％に相なるのでございます。

第二に、初任給調整手当につきまして、医療職
俸給表（一）の適用を受ける医師に対する支給月額
の限度を五千元から一万円に引き上げることとし
ました。

第三に、都市手当に關する勧告につきまして
は、慎重に検討を重ねました結果、勧告の趣旨を
實質的に尊重いたしました。これを調整手当とし
て実施することといたしました。この調整手当
は、民間におきまして賃金、物価及び生計費が特
に高い地域で人事院規則で定めるものに在勤する
職員に対して支給することといたし、その支給額
は、甲地に在勤する者に対しては、俸給、俸給の
特別調整額及び扶養手当の月額の合計額の百分の
六、乙地に在勤したる者に対しては、同合計額の
同合計額の百分の三とするものといたしました。

また、転勤等によりまして調整手当の月額が減
少する場合または調整手当が支給されなくなる場
合には、二年間の異動保障を行なうことといたし
ました。

なお、この調整手当につきましては、本法施行
後三年以内に調整手当に關して必要と認められま
す措置を国会及び内閣に同時に勧告することと
目途といたしまして、人事院において、調整手当
に關する調査研究を行なうべきことを附則に規定
することといたしました。

第四に、宿日直手当につきまして、支給額の限
度を四百二十円から五百十円（土曜日等に退庁時
から引き続いて行なわれまする宿直勤務にありま
しては、五百四十円から七百六十五円）に引き上げ

るとともに、常直的な宿日直勤務に対します手
当の支給月額の限度を三千元から三千六百元に引
き上げることといたしました。

等には六万円引き上げて三十二万円とし、その他政
務次官等につきましてはそれぞれ二万円引き上げ
ることといたしました。次に、大使及び公使につ
きましては、國務大臣と同額の俸給を受ける大使
は十万円引き上げて四十万円、大使五号俸は六万
円引き上げて三十二万円とし、大使及公使四号
俸以下につきましてはそれぞれ二万円引き上げる
ことといたしました。また、秘書官につきまして
は、一般職の国家公務員の給与改定に準じまして
引き上げることといたしました。

次に、一般職の職員の給与に關する法律の一部
を改正する法律（昭和三十三年法律第五十四号）
の一部を改めまして、現に暫定手当の支給されて
いない地域に在勤する職員に対しまして、本法施
行の日の翌月から昭和四十五年三月三十一日まで
の間、一定額の暫定手当を支給することといたし
ました。これは、別途行なうことといたしてあり
ます。暫定手当の一定部分の俸給への繰り入れ措
置の一環として行なうものでございます。

第二に、常勤の委員に対し日額の手当を支給す
る場合の支給限度額を千四百円増額いたしました。
日額一万五百円に改めることといたしました。

なお、本法に附則を設けまして、俸給の切りか
え方法、切りかえに伴う措置、調整手当と暫定手
当との調整、調整手当の額の特例及び暫定手当の
一定部分を俸給へ繰り入れるための措置並びに調
整手当の新設に伴います関係法律の一部改正等
を規定することといたしました。

第三に、特別職の職員にも新たに調整手当を設
け、一般職の国家公務員の例に準じまして支給す
ることとし、これに伴い規定を整備することとい
はしました。

以上、この法律案の提案理由及びその概要につ
きまして御説明申し上げた次第でございます。

なお、本法に附則を設けまして、調整手当と暫
定手当との調整、暫定手当の一定部分を俸給へ繰
り入れるための措置及び調整手当の新設に伴いま
する関係法律の一部改正等につきまして規定する
ことといたしました。

引き続きまして、ただいま議題と相なりました
特別職の職員の給与に關する法律等の一部を改正
する法律案につきまして、その提案の理由及び内
容の概略を御説明申し上げます。

以上、この法律案の提案理由及びその概要につ
きまして御説明申し上げた次第でございます。

政府は、本年八月十五日に行なわれました人事
院勧告に基づきまして、八月一日以降一般職の国
家公務員の給与を改定することとし、別途法律案
を提出いたしました。御審議を願うことといたして
おりますが、特別職の職員の給与につきまして
も、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、所要の
改正を行なうとするものでございます。

○増田國務大臣 ただいま議題となりました防衛
庁職員給与法等の一部を改正する法律案につきま
して、その提案理由及び内容の概要を御説明申し
上げます。

第一に、特別職の職員の俸給月額を引き上げる
ことといたしました。具体的に御説明をいたしま
すと、内閣總理大臣等につきましては、内閣總理
大臣は十五万円引き上げて五十五万円、國務大臣
等は十万円引き上げて四十万円、内閣法制局長官

この改正案は、このたび提出されました一般職
の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法
律案の例に準じて、防衛庁職員の俸給の改定等
を行なうものでございます。

すなわち、第一条においては、参事官等及び自
衛官の俸給を一般職に準じて、それぞれ従前の例
にならぬ改定するとともに、自衛官の營外手当及
び防衛大学の学生の学生手当の改定を行なうこ

とし、このほか、同じく一般職の例に準じて、勤勉手当の支給率を改定するとともに、参事官等、事務官等及び指定職の自衛官に調整手当を新設することとしたしております。

なお、事務官等の俸給及びこれに繰り入れられる暫定手当相当額、医療職の初任給調整手当、宿日直手当等については、一般職の職員に給与に関する法律の規定を準用しておりますので、同法の改正によって同様の改定が行なわれることとなります。

第二条においては、調整手当の新設に伴い、暫定手当に関する規定の整備を、一般職に準じて行なうこととしたしております。

第三条においては、一般職において、現在暫定手当を支給されていない地域の職員に対し、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日の翌月の初日から暫定手当の一段階相当額の五分の一の額が支給されることとなることに伴い、従前の例により自衛官の俸給を改定することとしたしております。

第四条においては、昭和四十三年四月一日から一般職において暫定手当の一段階相当額の五分の一の額を俸給に繰り入れることに伴い、参事官等の俸給を改定することとしたしております。

また、この暫定手当の俸給繰り入れのほか、一般職において同日から暫定手当の一段階相当額の五分の二の額が支給されることとなるに伴い、従前の例により自衛官の俸給を改定することとしたしております。

なお、附則においては施行期日、俸給の切りかえ、切りかえに伴う措置並びに調整手当と暫定手当との調整等所要の規定を定めております。

この法律案の第一条及び第二条の規定は、公布の日から施行し、昭和四十二年八月一日から適用することとし、第三条の規定は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日の翌月の初日から、第四条の規定は昭和四十三年四月一日から、それぞれ施行することとしたしております。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○三池委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○三池委員長 次に、国の防衛に関する件について調査を進めます。

○三池委員長 質疑はあと回しにいたしまして、資料要求を先にさせていただきます。

施設庁の方はまだお見えではありませんか。十一月二十九日の当委員会における質問において、私は板付の飛行場における最近の米軍実戦機の発着の状況及び戦術物資の移動と申しました。本日の資料をいただいたわけでありまして、この資料のうち、軍用機というところになっておる部分について、自衛隊機を含むようになっておるが、このうちの自衛隊機の発着の回数は明確に出ておりますか。

○三池委員長 本日提出いたしました資料につきましては、民間機と軍用機の二種類に分けて提出いたしましたわけですが、現在手元に、自衛隊機が何機かという資料を持ち合わせておりません。

○三池委員長 それでは重ねて、自衛隊機の発着の回数も提出していただきたいと思っております。それが資料要求の一つであります。

二番目の資料要求は、これも十一月二十九日の内閣委員会における質疑に関連をいたしました。雁ノ巣地域に電波障害制限地域設置に関する米軍の要求があった問題を取り上げました。そこでこの際、米軍の通信施設に關して、このような電波障害制限地域設置の要求が米軍のほうから最近次々に出されておるわけでありまして、そこでこの際、現在まで通信施設に關連をして、電波障害制限地域設置の要求が日本本土にわたって何カ所出され

ておるか、年月日を追うて、その場所を明確にしたいと思っております。

○三池委員長 第一の自衛隊板付飛行場におきまして、あの離着陸の回数のうち自衛隊機が何回含まれているかということは、現在施設庁内部で調査しております。

それから、第二の電波障害に關しましての米側の要求件数、これは詳しい資料は現在持ち合わせておりませんが、私が記憶しておりますところでは、雁ノ巣施設を含めまして十二だと記憶しております。その十二の施設につきましては、相当以前から米側から要求があったものもありまして、この問題につきましては、前回の委員会が私が申し上げたとおり、日米双方で、米側の要求をなるべく狭めると申しますか、内容もなるべく緩和して、中央という考え方におきまして、中央でいままです折衝いたしておりました関係上、この問題はいままです外部には正式に発表しなかつたわけですが、いままです正式に発表しなかつたわけですが、要求のあった日時につきましては、内容につきましては後刻御報告をいたします。

○三池委員長 もうわかつておるんですね。それらの設置を要求されておる地域住民は非常に問題にしておるところです。わかつておるはずですから、十二カ所はどこそこいまま明確にしていたいただきたいと思っております。

○三池委員長 米軍に提供しておるものを、施設名称で申し上げますと、雁ノ巣通信施設、キャンプ千歳、それから三沢飛行場、柏通信施設、大和田通信所、厚木海軍飛行場、それから横須賀海軍施設、キャンプ御野辺、それから岩国飛行場、それから雁ノ巣空軍施設、佐世保海軍施設及び佐世保崎地区、以上でございます。

○三池委員長 これは何年何月何日に要求されたか、ここではわかりませんか。

○三池委員長 現在わかりません。

この十二カ所の一つ一つについてどういう制限をしていくという具体的な要求があったと思っております。そこで、できればその要求の内容を資料として出していただきたい。もしどの場所がこういうあれだということができなければ、場所は言われなくてもいいから、一番シビアな制限内容と一番軽い制限内容と二つでよろしゅうございまして、場所はいいいが、内容について——これは日本政府としては、なるべくこの範囲を狭めたいという努力をされておることは伺いました。それで、その案が直ちに現実のものとなることは私は思いませんが、いま米軍から出ている案で一番シビアな内容と軽い内容、この二つを資料として出してもらいたい。

○三池委員長 資料要求の第一の米側の要求内容の点でございますが、これは前内閣委員会でもお答え申し上げましたとおり、今後この内容につきましては日米双方で詰合おうということになっておりますので、現在このことを発表いたしますと、いたずらに地元の皆さまの反感をおおるということでは差し控えていただきたいと思います。

ただ、第二の一番強い要求といえますか、シビアな要求、それから一番軽い要求はどういう要求の内容になっているかということにつきましては、すでに措置をいたしておりますところの神奈川の上瀬谷通信施設、これがティピカルな例でございますので、上瀬谷通信施設の例を資料としてお出しすることによって御了承願いたいと思っております。

○三池委員長 私は内容は、条約あるいは協定等と違って、発表されないというところはないと思っておりますよ、大体もうわかつておるんですから、それでは形を変えてお伺いしますが、この上瀬谷の制限内容は資料としていただいたが、この上瀬谷よりもシビアな例が出ておりますか、その十二カ所のうち。

○三池委員長 上瀬谷の制限基準につきまして

は、すでに御承知だと思いますが、第一ゾーン、第二ゾーン、第三ゾーン、第四ゾーンと四つのゾーンに分けて、各地帯ごとにそれぞれ制限のワ

クがあるわけでございます。ただいま資料は持ち合わせておりませんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、上瀬谷通信施設におけるところの第一ゾーン、これは大体ほかの十一の施設

につきましてもほぼ同様な制限内容、かようになっているように記憶しております。

○橋崎委員 それで私はこう思うのです。この上瀬谷の一番ひどいところの第一ゾーンの制限は、これは全部きておろすと思います。ただ第二ゾーン、第三ゾーン、第四ゾーンの外郭の範囲についてはいろいろあると思いますが、しかし制限の内容——質の問題については、私は大差ないと思

う。それでは上瀬谷のこの制限地域が一番参考になる、大体大同小異だ、そのように理解してよろしいわけですね。

○鎌江説明員 十二の施設の内容につきまして、私、現在資料を持ち合わせておりませんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、こ

う上瀬谷通信施設におけるところの規制内容とはほぼ同様であるということで、御理解いただい

けようかと思ひます。

○橋崎委員 私は上瀬谷の制限内容について施設庁から資料をいただいております。

そこで、委員長にお願いをいたしますが、この施設庁提出の資料を議事録にとめていただき

たい。ここで読んでもいいのですが、時間がかかるから、よろしくごさいませう。——こうい

う以上のような上瀬谷の制限内容とはほぼ同様であると考えていいことでもあります。そして日本

政府の態度としては、なるだけこの制限内容が緩和されるように、且下日米合同委員会特別委員会

で交渉していくつもりだ、こういうことでよろしくごさいませう。

そこで、もう一点伺っておきますが、それではこの十二カ所の制限緩衝地帯の設置の問題につ

いては、本年一月に特別に設置されました日米合同委員会下部機関である電波障害に関する特別委

員会で全部一括して扱われまう。そういう方針でいかれておるわけですね。

○鎌江説明員 この特別委員会につきましても、前回の委員会でお話し申し上げましたとおり、い

かにしてこの制限内容を緩和していただくという

ことで折衝することになっておりますので、ただいまお話のありました十二カ所につきましても

一括検討の対象になっております。

○橋崎委員 念のために、この十二カ所に少なくとも一様に米軍から要求が出されておる制限内容

の一番ひどい、ファーストゾーンの制限内容を言

うと、建造物の高さについては、木造建造物は二十

フィート、鉄骨、鉄塔建造物、鉄筋コンクリー

ト、そのようなものは一切だめだ、次に交通量は、車両数は毎時五車両、土地の使用率、建蔽率は

五%、これはたいへんな制限だと思ひます。住宅

については世帯数、千坪について一所帯、立ちの

きをしなくちゃならぬ個所がずいぶん出てござ

うと思ひます。それから電波の雑音発生機器によ

る最大消費電力、電波雑音防止器はだめだ、防

止器なしもだめだ、それから工場なんかは電波線

を使用しない小屋——小屋なんです。だから工場

はだめだということです。これでいくとラジオもテ

レビも電光灯もだめだということになろうと思

うのです。これは住民生活に対するたいへんな圧

迫であるし、憲法にも触れる問題であります。こ

のような人権制限、私権の制限に対する措置を先

だつても取り上げましたが、あなた方が地位協定

の第三条でやるという根拠は——第三条には国内

関係法令の範囲内ということが書いてある。しか

し、その国内の関係法令というものは、いろいろ

いじつてみたがでないから、結局は住民との個

人の民事契約による。民事契約ということにな

れば拒否されなければならないことになる。一体

このような、まあ一カ所か二カ所ならともかく、

全国にわたつて十二カ所に及ぶような、このよう

な非常にきびしい制限内容の要求が米軍からきて

おるときに、関係法令なしで、あなた方はあくま

でも行政措置でやつていくというような方針を今

後ともとののかどうか、これはひとつ防衛施設庁

の監督の立場にある防衛庁長官のお考えも同時に

聞かしていただきたいと思ひます。

○山上政府委員 お答えする前に、私、このたび

防衛施設庁長官として、いまお答えのとおり

でできるだけ制限緩和されるように努力する、そ

うであらうと思ひます。ところが最近沖縄問題と

関連を以て、総理大臣は日本の自衛隊の自衛力の

増強並びに安保体制の強化ということを言われて

おる。防衛庁長官、一方においてはそういう佐藤

内閣の米軍に協力するという姿勢の強化が国民に

要求されております。そういう中であつて、監督

の立場にある防衛庁長官としては、いまの施設庁

長官が言っている、制限内容をできるだけ緩和す

るように努力するというその方向を、あなたは絶

対に支持しますか。支持してやられますか。決意

だけ聞いております。

○増田国務大臣 いま施設庁長官のお答えのとおりでございます。

○大出委員 同じ問題なので、ちょっと関連し

て……。資料がほしいのと、それから二、三点指

摘を申し上げたい点があります。

これは十三日、きのうの神奈川新聞です。ここ

に、「横須賀など十二カ所」「県下湘野辺、厚木基地

も」、こういう見出しで、初めてこれは神奈川新

聞で明らかにした内容なんです、上瀬谷の通信

基地は、私の地元ですから何回もこの席で質問い

たしております。

そこで、一つは、いま橋崎君から指摘がござ

いましたように、防衛施設周辺整備法なる法律が上

程されました、私まる三日間かかりましてここ

で逐条審議をしたのであります。そのときに、防衛

施設周辺整備法という法律は、基地をつくつたた

きのことはかんべんしてくれ、維持管理から始

まつて、それ以後すべてについて住民に与える影

響というものがいろいろ出てきた。それを何とか

前向きで、私権の制限その他を含めて整理をし

たい、こういう趣旨なんだということが、松野防衛

庁長官と私の間で確認をされた。となりますと、

上瀬谷の通信基地のAゾーンから始まりまして制

限区域がありますけれども、これらについてもで

きる限り緩和していかなければならない。ところ

で、防衛庁長官の訓令という形でやられてい

る。

第一類第一号 内閣委員会議録第一号 昭和四十二年十二月十四日

二七

そこで横浜の施設局の久保局長たちが実情をよく知っておりまして、これについていろいろやりとりをいたしまして結果、防衛庁のほうに訓令によって制限緩和をしていきたいということで申し入れ等も下部局から上がってきているわけでありまして、一年くらいの間を見て、何とかひとつ公共施設的なものを中心に例外として認めながら、どうしても私権の制限が強過ぎてこれではあまりにも住民に気の毒だと思ふようなものは逐次広げていく、そういう方向で努力をするということに進んできていたわけです。ところが、今回のこの神奈川県当局、特に渉外部——渉外部はこれは皆さんのほうと関係がございしますが、それを見ますと、訓令は新しく出ておりませんが、ここで百八十九戸の瀬谷の制限地域における県営住宅の増築の問題が起きて、何しろ二週で七人も七人もいるうちがたぐさんある。これは実情どうにもならぬということも認め、知事が増築を認めて、県営住宅は増築ができるようなにきまっています。そこでこの諸般を県議会はこれを取り上げ採択した。そこで許可をするというところまでいって、年内十二月十五日までにきめて、十二月十五日をめぐりにして許可をする。そうすれば、年内一ぱいに業者もみな待ちかまえておって増築ができる、ここまで進んでおった。ところが、県渉外部が待ったをかけた。待ったをかけた中身というのは二つある。一つは何かというのと、増築を一斉に始めることは、いま米軍があなた方のほうに十二カ所ふやしてくれということをやっている、こゝういふ状態が一つある。したがって、米軍のほうの態度をかたくしてしまふのではないかとということが一つ。それからもう一つは、制限区域では地主に補償がある。ところが補償額が安いから、不法建築がどんどんいま建っているわけですね。したがって、今回のこの増築を認めれば、そういういま十二カ所をふやしてくれというふうな空気だから、これはまずいということではないか、こゝでまた不法建築が建つてしまふだらうということ待ったをかけたわけ

です。そうすると、私は、この際皆さんに申し上げたいのは、これだけ七人も二週にいて、この暮れに、お年玉的に何とか一週増築ができて、何とか気持ちのいい正月ができると思つて百八十九戸の方々がみんな待っている。これがいまのこゝういふ中央の情勢から待ったがかかる、これはそう簡単に見通せる状態じゃないと思う。

そこで、この新聞を見ると、日米合同委員会の下部機構である電波障害特別委員会の場で検討が進められておる。これは結果的には、これはベトナム戦争の影響を背景として、新規に電波障害規制区域が設定されることは避けがたい情勢のようになっているというふうな、いま皆さんがやっておる中身を、どういふふうにか知りました。お、この新聞ではそう書いておる。そうすると、いまあなたが答へになったように、そう簡単な中身ではない、米軍側の強い要求なるものの中身は、したがって、私は、この際、まあいざば泣きの涙でいるわけですから、何が始まるかわからないような情勢——神奈川の瀬谷の通信基地の情勢は、きのうやきょうのことじゃないいふん長いのですから、したがって、どういふことがあつてどうなつておるかということについて、われわれ担当委員会ですから、あなた方に資料を出してもらわぬと、それを説得もできないし、話し合ひもできない、不測の事態が起こるかもしれない、そういう現状だ。きのうも神奈川の県議会からも再三連絡があつた。ところがそれをあなた方がさっぱり明らかにしないということでは——いつごろどういふことがどんなところから要求されてどうしろというのか、既存の上瀬谷の地域さえ、この中身からすると、規制強化の方針が出てきた。その方向で防衛施設周辺整備法を提案するにあつて、公益的なものから始めて徐々に建物制限その他は緩和していく、こゝういふことになつておるわけなんです、それと逆行することになります。したがって、私は、差しつかえないなら、いま首

を振つておられたけれども、そんなたいへんなものではないというなら、なおのこと、あなた方はこの資料を出していただきたいのですが、いかがですか。

○鐘江説明員 上瀬谷通信施設の制限の内容につきましては、すでに昭和三十七年の日米合同委員会におきまして決定しておることは御承知のとおりでございます。上瀬谷通信施設の制限基準内容、これにつきましては発表することはやぶさかではございません。ただ、その周辺の住民が困つておるからどうするのだという具体的な御質問に對しましては、私どものほうにいたしまして、できればこの第一ゾーン、第二ゾーン、第三ゾーン、第四ゾーンの土地を全部購入する、あるいはそこに住んでいらつしやる方の移転補償金を払つてよそに行つていただくというふうなことが一応常識として考えられるわけでございますが、それは膨大な予算を要するということで、現在私どもがこの問題を取り扱つておる段階では、とりあえず第一ゾーンの地区で非常に困つておるというふうな方の土地につきましては、逐次買取というふうな措置を講じております。と同時に、最近にあつたこの第一ゾーンのところにゴルフ場を誘致いたしました、それを誘致することによって、そのゴルフ場地区がいわゆる第一ゾーンに入りますので、そういう面でも電波障害のあれの緩和をはかるというふうな措置も講じておるというのが現状の姿でございます。

○大出委員 鐘江さん、私いま質問しておるのはもう一つ大きな問題があるのです。県の渉外部が待ったをかけた中身というの、いま中央でこゝういふふうに行なわれておる、あなたの方で電波障害特別委員会が話し合ひが行なわれておる、したがって、この百八十九戸の建築を認めるということとは、それに対して許可がある、こゝういふことなんです。そうすると、これは皆さん方と関係ないことではない。だから、どういふふうに進められておるのかという中身を知らせていただくなければ、県当局が担当しておるのじゃないのだから、それでよろしう。現状として、一体電波障害特別委員会の中に持ち込まれた向こうの言い分は何であつて、しかもそれはどういふふうに進んでおるのかということをお知らせいただかなければ、現地に説明もつかなければ、各業者が、もう大工さんが手まであかして待っている。そこまです影響しておるのだから、実情はどうなのかということ、いまこゝであなたの方で答ええただけなければどうでもいいのです、時間の関係があつて困るとおしやるなら、あなたの方でこゝういふ中身のだということ——私どもは担当委員会なんだから、出していただくことには、話は前へ進まないでよろしう。どつちになるにしたら、そのところはどつちになつておるのかということ、これを基本的な聞いておるわけです。

○鐘江説明員 先ほど申しましたように、上瀬谷通信施設の制限内容につきましては、第一ゾーン、第二ゾーン、第三ゾーン、第四ゾーンの内容につきましては資料を提出いたしました。

○大出委員 いやいや、こゝも日米合同委員会の下部機構である電波障害特別委員会の場で討議がすすんでおるのではありません。その中身の関連で待ったをかけたのかということなんです。

○鐘江説明員 八月に、電波障害に関する特別委員会におきまして日米双方の話し合ひがありましたが、その席上で上瀬谷通信施設のいまお話しがありました内容につきまして、具体的に米側の要求はございせんでした。それ以後も特別委員会は開かれておりません。

○大出委員 そうすると、県当局の言っている第一の待ったをかけた中身ですが、これは県のほうで事実上反することを言つておるということになるのです。いまの点は確認していいのです。上瀬谷に関しては、いまの電波障害特別委員会の中身は一切関係がない、別個である、そのところはいいですか。

○鐘江説明員 電波障害に関する特別委員会では、上瀬谷通信施設の問題は議題にのぼっておりません。したがって、いまのお話の百八十九

から、それでよろしう。現状として、一体電波障害特別委員会の中に持ち込まれた向こうの言い分は何であつて、しかもそれはどういふふうに進んでおるのかということをお知らせいただかなければ、現地に説明もつかなければ、各業者が、もう大工さんが手まであかして待っている。そこまです影響しておるのだから、実情はどうなのかということ、いまこゝであなたの方で答ええただけなければどうでもいいのです、時間の関係があつて困るとおしやるなら、あなたの方でこゝういふ中身のだということ——私どもは担当委員会なんだから、出していただくことには、話は前へ進まないでよろしう。どつちになるにしたら、そのところはどつちになつておるのかということ、これを基本的な聞いておるわけです。

○大出委員 いやいや、こゝも日米合同委員会の下部機構である電波障害特別委員会の場で討議がすすんでおるのではありません。その中身の関連で待ったをかけたのかということなんです。

○鐘江説明員 八月に、電波障害に関する特別委員会におきまして日米双方の話し合ひがありましたが、その席上で上瀬谷通信施設のいまお話しがありました内容につきまして、具体的に米側の要求はございせんでした。それ以後も特別委員会は開かれておりません。

○大出委員 そうすると、県当局の言っている第一の待ったをかけた中身ですが、これは県のほうで事実上反することを言つておるということになるのです。いまの点は確認していいのです。上瀬谷に関しては、いまの電波障害特別委員会の中身は一切関係がない、別個である、そのところはいいですか。

○鐘江説明員 電波障害に関する特別委員会では、上瀬谷通信施設の問題は議題にのぼっておりません。したがって、いまのお話の百八十九

戸の建築制限の問題でございますが、おそらく想像いたしますに、これはすでに御承知のとおり、第一ゾーン、第二ゾーンにつきましては不作為の契約を結んでおるわけでございまして、その第一ゾーン、第二ゾーンの地区にそういう契約を結んでおりながら、制限内容になっていくところのそういう建物建てること、これについてどんなものだろうかという段階で県当局が検討しておる段階ではないか、かように想像されます。

○大出委員 それからも一つ、この上瀬谷通信基地を動かすなという話が前二、三回私の耳に入ったことがあるのですけれども、この特別委員会その他の中で、上瀬谷通信施設については話は何もございせんでしたか。

○鐘江説明員 まだそういう問題まで実は触れておりません。八月の特別委員会で検討されましたことは、まず通通信施設の内容につきましまして、電波監理局の技術の人たちが、米軍の案内でディビカルな施設を見にいって、そして施設の内容がどういふものであるかということとをまず把握する必要がありますのじゃないかということで、第一回目の特別委員会は終わっております。したがって、個々にどこでこの通信施設はどうかあるべきかというような問題まで遺憾ながら触れておりません。

○大出委員 これで終わりますが、横須賀なんという所、それから例の淵野辺、厚木ですね。これはいづれにせよ、戦後上瀬谷に、いにしえに通信基地ができた時代と違ひまして、人口が密集をする、各種建築物が密集をする、おのおの市には開発計画がある、市街地開発計画をおのおの持っている、こういう地域なんですね。おそらく先ほど鐘崎委員から話が出ました十二カ所のほかのところだって、そうだと思う。

そうすると、そういうところに対して上瀬谷流の制限規制あるいは規制地域設定、こういうものが出てくるということになりますと、これは皆さんもお聞きになっていると思うのですが、上瀬谷にこの種のものできたときの反対運動というものが御存じだと思ふのですが、今度はそれどころの比じゃないですね。そこらのところを皆さんは知らずに話合っている限りのことなんです。この新聞が取り上げていて、制限地域にされようであるという印象の書き方になっておるのですけれども、ここらところはあなた方担当しておる鐘江さんなり山上さんなりのお立場から見ると、大筋、一体この十二カ所について現状はどういうことになりそうなる雲行きですか。おかしいのだということになれば、これはかねや太鼓で騒がなければならぬことになりませんか。

○鐘江説明員 先ほど鐘崎委員にお答えいたしました十二カ所の通信施設につきましては、そのうちの約半分くらいは遺憾ながら周辺が都市であるというところで、この問題は周辺地区の開発発展とやはり競合するという面があるわけでございまして、したがって、こういう施設につきましましては、周辺の地元の開発、発展と競合するということとをございまして、そういう面を極力緩和したいというので……（緩和というのはいまはつけてくれというのかと）（緩和というのはいまはつけてくれ、六〇にしてくれというので、今後特別委員会でもわれわれ側に折衝したい、かように考えております）。

○大出委員 増田長官、この緩和することについては、いま不規則発言がありました、こちらから言ってもらうとやろうということなんで、そこで新聞に言っておるように、ベトナム戦争の影響もあって、相当米軍が強過ぎるくらい強いから、結局やられてしまふだろうということもあると思うのですが、まけてくれと言いがやられてしまふということになりそうですか。長官どうですか、断固これは拒否する態度をおとりになりますか。

○山上政府委員 先ほど来お答え申し上げておりますように、この問題につきましては、電波障害の防止という要望というものは、施設の特性からしてそういうものがあると考えられます。しかしながら、これを受ける地域側につきましましては、これは住宅があるとか施設があるとかいう問題がございまして、したがって、これをまけるとかどうとかいうことではございせんが、実情に合うようになるべくいたしたい、こういうことを考えておるわけでございまして。

○大出委員 増田長官、まず答えてくださいよ。まけてもらうとかなんとかいうことを言うけれども、緩和してもらおうとかいうことはそんなにきびしいことをしないで、この辺にしておいてくれということをするのでしょ、平たく言えば、日本語というのはいろいろに使うから、長官のように英語がはくはあまりたんのうではないけれども、緩和してもらおうとかいうのは実情に即するように減らしてくれというのだから、結果的にはまけてもらってやろうということになる、こう考えなければいかぬと思うのです。これは増田長官、断固これは認めないというふうに——結局これは防衛施設周辺整備法というものをつくったのですし、基地ができたときにはしかたがなかった、しかし維持管理を含めて、住民の私権の制限云々ということについてはもっと前向きで少しづつ減らしていくということとを先般この委員会できめたばかりではないのですか。法律を通したばかりではないですか。防衛庁長官、増田大臣、そういう法律をこの委員会を通したのですよ。それを今度は逆に強化されるということになったらたいへんなことになる、どうお考えですか、これは拒否するということに参りませんか。

○増田国務大臣 施設庁長官の答弁のとおり、付近住民に迷惑をできるだけかけないように、これからは努力してまいりたいと思ひます。

○大出委員 増田さん、付近住民に迷惑をできるだけというのが気に食わない。どこまでができるだけなのかということになると、どうもすいぶん増田さんらしくない答弁をするものです。増田長官が平素人にもものを言っているときはきわめて明確で、そういう歯切れの悪いことを言ったことがない方なんだから、すばつとどうですか。とにかくそういうものは認めたい、こういう態度で臨みます、そういうまでするか。もう一度答えてください。それでやめますから。増田さんともあろう人が、遅延逡巡しちゃだめですよ。これはえらい願ひなんですか。

○増田国務大臣 これは一つの基地であることは御承知のとおりでございます。そこで、基地周辺整備法関係で迷惑をかけないようにするのが、基地周辺整備法の趣旨だと思っております。でございますから、その法律にのっとり、それから私権の制限をするということになりますと、これは特別の法律を要するわけでございまして、これは山上君の答えたとおりでございます。そこで、特別な法律を要するに、特別な法律がない。でございますから、契約でやっておるわけでございまして、お互いにお願ひしますというふうなことで、そのお願ひしますという範囲をできるだけ少なくするように、しかも通信施設の効用もやはり全うされなくちゃいけませんから、効用が全うされつつ迷惑をかけないように努力をしていく、こういうこととをございまして。

○鐘崎委員 そこで、いまの大出君の質問もそうでしょうが、最後に一つだけこの問題を打ち切りなす。

あなた方、これを拒否するとは言わない、緩和するように努力するとおっしゃっている。しかし、そこには当然限度があるやうと思ひます。そこで一点だけ、これは増田長官にも、それから新施設庁長官にも、お二方の御答弁をいたされたいたのですが、国内法がないのですから、民事契約でいくと、ことによつたら断わられるときで、場合によつては、鐘江さんもおっしゃったやうに、これは地権者になしに、土地収用法等の適用も考え、収用してでもやらなければならぬやうな場面が起ころいはいないかと私は心配します。少なくともそういうことは絶対になさるべきですか。それだけ聞いておきます。

○山上政府委員 私、就任いたしましたまだ数日でございますので、実は十分な勉強は行き届いておりませんので、間違っている点もあるかと思ひます。私の現状では、そういう土地収用というふうなところは考えておりません。

○増田国務大臣 淡谷さんにお答えいたします。北富士においてある事件が起きたということ、御指摘のような報告は受けております。

○淡谷委員 どんな報告ですか。事件が起こったようなというふうな報告ですか。事件が起こった

ら、長官、もつとはつきり事実を確かめたいというふうな。少なくとも国民の間に非常に大きなショックを与えておるような事件に対して、ようなというのはいく何です。どんな内容をお聞きになったのですか。

○増田国務大臣 事件のようなどと言ったんじやない。淡谷さんが御指摘のような事件について報告を受けておると言ったんですから、ようなは上にかかるわけですね。

○淡谷委員 私はまだ内容に触れておりませんが、まず内容を詳しくお聞きしたい、報告の内容を。

○山上政府委員 私の聞いておりますところでは、本年の十月二十日北富士演習場の地域内におきまして、付近の「母の会」なる関係の方々がこれまで小屋掛けをしてその中におられたわけですが、米軍の方々がそこに行つて、この演習場を使用するといふ目的のために演習場内を清掃するといふようなことで一部の品物を整理いたしました。そしてこれをわが吉田事務所所内へ持ってきた。またそこにおられた御婦人三名の方を、話し合ひの上で演習場の入り口まで送り届ける。なおその際、当時そこにあつたカヤあるいは竹ざお等のものを一部焼いたといふような事案が発生した。こういうふうな聞いております。

○淡谷委員 それは吉田出張所からの報告だと思ひますが、その婦人を話し合ひの上で運び出したといふのは違つております。これは強硬に拒んでおります。なお、その場合持ち出した品物の数がずいぶんたくさんあつたようですが、この品物は

題ですから、全然長官の耳に入れないでおるとすれば当局の怠慢と言わざるを得ない。報告を受けたのか受けないのか、はつきり長官——長官といふのは増田防衛庁長官です。

一体どう処理されましたか。

○鐘江説明員 米軍が小屋並びに小屋の周辺から持ち去りました物品につきましては、翌日吉田防衛施設事務所所内へ持つてまいりまして、保管をしてくれといふことでございますので、現在その防衛事務所所内に保管しております。なお、この物品につきましましては、「母の会」に文書なり、あるいは口頭でぜひ引き取つていただきたいといふことでお願いしておるというものが現状でございます。

○淡谷委員 これもやはり吉田事務所の報告かと思ひますが、私、調べた場合とはだいぶ違つてますよ、話が。この品物の内容は、はつきりわかつておりますか。保管した以上は内容はわかるでしよう。詳細にその内容を御説明願ひます。

○鐘江説明員 米軍が吉田防衛施設事務所所内に保管方を依頼してまいりました品物は、畳、夜具それから食器、食糧等七十六品目で百七十六点というふうな承知してまいりました。

○淡谷委員 あとで全部それを詳しく書いて出しておいていただきたい。これは私、非常にその扱い方が不穏当だと思ひます。たとえば、基地内で行なわれたことにせよ、刈つておいた大量のカヤに火をつけて燃やしたといふのは放火じやないですか。拒むものを勝手に、うちから畳、夜具、食糧までも持ち出して、飲料水をみんなぶちまけちゃつて、まだ婦人がおる間に、屋根のカヤの鎖まで切つて、火をつけようとしたじやないですか。もし、これが犯罪——私は犯罪だと思ひますが、犯罪の疑いがある場合には、持ち出したものは、これは重大な証拠品です。しかも、これを一たん警察へ持つて来ているのです。警察が断つて持っているのです。警察が断つて持っているものを張所へ持つて行つて、一たんは断つていっているでしよう。預からないからと言つていっているでしよう。何のつもりで預かつたのです。事情を詳しく調べて預かつたのかどうか、出張所の職員の言うことを聞きますといふと、また一回も事件の現地へ行つていないといふのです。少なくとも目の前で窃盗が行なわれ、放火が行なわれ、さらにより

ひどいことが行なわれた場合に、出張所の職員なり所長なりが、この事件を詳しく現地で調べないという無責任なことがありますか。これ、どう思われますか。

○鐘江説明員 事件の当日、十月二十日に演習場内では煙が上つておるといふことを気づきました。直ちに現地に職員を派遣したわけでございますが、演習場の入口に米兵が立つておりました。場内への立ち入りを拒まれたわけでございます。したがひまして、当日、現場を見ることができなかったわけでございますが、翌十月二十一日に事務所長は二名が現場に行きまして、また現地の米軍部隊を訪ねまして事実の確認を行なつたわけでございます。米軍は演習場の管理の必要性から、その際、カヤ及びその回りにある品物で価値があると判断された物品につきましては、一応吉田防衛施設事務所所内に保管方を依頼いたしました。価値がないと判断されたものにつきました。焼却したといふことを言つておるわけでございます。したがひまして当日は、なるほど防衛施設事務所所内の職員が立ち入ることができなかったわけでございますが、翌日以降、現場に職員が行きまして事実を確認し、また先ほど申しましたように、保管を依頼された物品につきました。現在保管しておる、かようなことでございます。

○淡谷委員 増田防衛庁長官にひとつぜひお聞きしておきたいのですが、いまの答弁を聞いてみますと、施設庁といふのは、その施設の提供についてさらに権限がないのですか。施設内で行つたことは何でも米軍の直接行動でこれを片づけてよろしい。一体米軍の演習場に対する施設庁の責任、広くは防衛庁の責任は一体どうなんでしょう。絶えず米軍と国民とが直接に折衝して、事を運ばなければできない仕組みになつていっているのですか。少なくとも基地の中で犯罪の行なわれている場合に、これを調査に行つた出張所の所長はじめ職員が米軍によつて立ち入りを禁止される、こんな乱暴な施設が一体あつていいのですか。防衛庁長官にお聞

○山上政府委員 先般、十月の二十日ですか、北富士の演習場で米軍が、演習場内で仕事をしておりますした北富士のおかみさんたちにたいへんな暴行を働いたといふ事件がございましたが、私、現地でこれをいろいろ調査してまいりました。これはいま榎崎さんの言つたとおり、沖繩の伊江島で起こつたような事件にさらに輪をかけてような悪質なものでございます。これは十月二十日ですから、もう長官に報告がないはずはないと思ひます。長官はどのような報告を受けておられますか、お答え願ひたい。長官にそういう報告があつたかなかつたかまで、長官にお聞きしたい。これは重大な問題

ひいては、米軍が小屋並びに小屋の周辺から持ち去りました物品につきましては、翌日吉田防衛施設事務所所内へ持つてまいりまして、保管をしてくれといふことでございますので、現在その防衛事務所所内に保管しております。なお、この物品につきましましては、「母の会」に文書なり、あるいは口頭でぜひ引き取つていただきたいといふことでお願いしておるというものが現状でございます。

きします。

○山上政府委員 ただいまの問題ですが、施設庁といたしましては、この管理につきましては、当時吉田防衛施設事務所から、このすわり込みをなすつての方々にいろいろ処置をしないようというところを再三要望いたしておるのをごいいます。その実情が結果において反映しない。結局まだおるといふ事実がございましたこと、それから米軍は、自分自身が施設内におきましては、それぞれ管理あるいは整備その他必要な措置をする権能を持っておりますので、そういう意味合いでおやりになったのだ、こういうふうに解釈しております。

○淡谷委員 米軍がやっていた権能の内容は一体どうなんでしょう。まさか権能があるからといって殺人はできないでしうな。これはいかがですか。

○山上政府委員 そのとおりであります。

○淡谷委員 傷害はどうです、これはできませんか。

○山上政府委員 不法に傷害を与えることはできないと思ひます。

○山上政府委員 施設処理上必要がある場合には、いろいろな行為をする権限がございいます。放火と申しまして、いろいろ火をつける態様によって違ふと思ひます。

○淡谷委員 現在起こっている事件で、このカヤというのには無価値と見たのですか。少なくとも農民が生活をささえるためにこもを編み、炭俵を編み、冬囲いをするための相当な量のカヤですよ。米軍は無価値と見たかもしらぬが、地元の農民にとつては生活のささえです。これに火をつける、しかも拒むのに、部屋に人が入っているのに、その小屋に火をつけようというの放火じゃありませんか。私は放火だと思ひます。防衛庁はどう考へるか。

○財満説明員 現地からの報告によりますと、小屋に延焼はいたさなかつたようでございますし、また農民に絶対に危険を及ぼさなかつたといふこととございまして、放火の罪に当たらないものと考えておるのでございいます。

○淡谷委員 じゃ強姦はどうですか、犯罪か犯罪じゃありませんか。

○財満説明員 私は、北富士演習場と強姦との関連の問題がよくわからないのをごいいますけれども、通常の形においては犯罪を構成すると思ひます。

○淡谷委員 一体答弁者はだれが答弁するのでうか。私は増田防衛庁長官に答えてもらいたいのです。てんでんばらばらですよ。米軍が権能を持つて施設内でさまざまな処置ができるというのですから、その権能の範囲を聞いています。まず殺人はできないでしう、傷害はできないでしう、放火はできないでしう、強姦はできないでしう、殺人は強姦ができるかという問題です。増田長官どう思ひますか。責任を持って御答弁願ひたい。

○増田国務大臣 地位に関する協定等がございまして、淡谷委員御承知のとおり行政協定でございまして、これは日本司法権の管轄下にあることです。職務上行なつた犯罪というのは米軍の軍法会議にかける、こういうことであります。それから職務上でない犯罪、すなわち一般刑法に關係する犯罪であつて、しかも職務の上から行なわれないという犯罪は、すべて日本の裁判権に屬するわけにございまして、こちらのもこの件が起きましたときに、普通の暴行になるかどうかということは法務当局にも聞いてみたわけにございいます。でございいますから、法務当局の所見等は、淡谷さんは練達さんのうの士でございいますから、われわれは檢察当局自身でございいますから、ただ聞いてみました。その關係のことは檢察当局にお聞きを願ひたい、こう感ずる次第でございいます。

○淡谷委員 これは練達さんのうじゃなくてもわかるでしう。常識でしう。米軍が基地内でできる権能の措置ですね、この中には一体強姦といふことが入るか入らぬかという問題。そんな権能はないでしう。これは常識じゃないですか。練達さんのうの士じゃなくてもわかるはずですが、な。まして練達さんのうな増田防衛庁長官、これくらの常識がわからないことはないでしう。どうですか。強姦があつたとしたら犯罪になりますか。

○増田国務大臣 淡谷さんは、普通の犯罪で、單純明瞭にわかるものを列挙されましたが、これはもちろん日本の法権のもとにおいて処理すべき犯罪だと思つております。婦女暴行等のごときは、あるいは殺人等もそうでございいます。あるいは傷害等もそうでございいます。しかしながら、米軍が職務上行なつた、たとえばたまたがそれについて傷害が起きたとか、こういうようなことは向こうの軍法会議にかかる問題でございいます。

そこで、小屋を焼いたとか焼かぬとか、そういうようなことは、これが非常に境界の不明瞭な点でございまして、米軍の管理権のもとにある各種の行為といふようなことは、犯罪を構成しない場合が多いのじゃないか。いま御指摘のような線は、われわれも檢察当局に聞いてみました。が、犯罪を構成しない模様であるという答でございいます。

○淡谷委員 これは増田長官、あなたは出張所のほうの報告を聞いて答へられておるからそうなつても、幾ら米軍が基地内における権能があるといつても、ごく單純明瞭な犯罪は犯罪でしう。これは殺人やつても、傷害やつても、強姦やつても罪にならぬという米軍の権能はないと私は思ひます。それならば強姦未遂はどうです。ひとつお答え願ひたい。

○増田国務大臣 管理権に關する範圍の不法的に見せる行為と——社会から見てですよ。その範圍のことをお聞き願ひたいです。もちろん明瞭に職務に關係なく、米兵が各種の普通刑法上の事件を起したという場合には、日本の法権のもとにおいてさばるのでございいます。

○淡谷委員 実は私、ここにテープを用意してあります。これは当日、米軍からさまざまな暴行を受けた婦人の記録です。これは委員長長の許可を得れば、ここで発表してもいいと思ひます。強姦とは言ひませんが、強姦未遂の行為がある。こんなことさつぱり調べていられないでしう。これは明らかに基地犯罪ですよ。米軍が当日職務を執行したと申しておりますが、一体これは、英語に練達さんのうな増田長官にお伺ひしますが、ごみ掃除だといふ話だつたのです。しかし、おそらく米軍がごみ掃除と言われないでしうから、英語で何と言つたと言つたら、私は英語の発音が非常にへたなんですけれども、クリーニング・マヌーバーと言つておられます。これは一体どういう意味になりますか。増田長官からひとつ翻訳していただきたい。クリーニング・マヌーバーとはつきり言つていゝ。これは吉田出張所の所長から聞いた話ですから間違ひはない。ごみ掃除ごみ掃除と申しますから、それじゃ英語で何と言つてきたのかと言つたらクリーニング・マヌーバー。どうかひとつ英語に練達さんのうな増田防衛庁長官から翻訳を願ひたいと思ひます。

○増田国務大臣 主語と目的語がなくて動詞があつても、ちよつと答へられない。(笑聲)

○淡谷委員 それじゃ全然意味のないことを言つてやつた行為ですか。ごみ掃除だごみ掃除だといふふうに翻訳しているらしい、通訳しているらしい。しかし、原語は何と言つたのだと言つたら、吉田所長がクリーニング・マヌーバー、こう申しましたが、それで意味がとれたのでしうな、あなたの部下は。長官は意味がとれないと言ひうのが、吉田の所長はこれは意味がとれたと言つておるのです。これはどうですか。

○増田国務大臣 淡谷さんに伺ひますが、ただクリーニング・マヌーバーと言つただけなんです。

○淡谷委員 ええそうです。ごみ掃除という意味です。

○増田国務大臣 米軍の用語として日本語にそういふふうになれば、それはわかりいかもしれませんが、清掃演習、清掃訓練とも申すべきものだと思います。

○淡谷委員 清掃訓練と称してジープを持ってきて乗りつけた者は、キャブテン何というのですか、お調べになったでしょう。

○鐘江説明員 ヒューズ大尉というふうに聞いておられます。

○淡谷委員 なるほどキャブテン・ヒューズと言っておりましたが、この人はいつベトナムから帰りましたか。

○鐘江説明員 その詳細は承知しておりません。

○淡谷委員 増田防衛庁長官、この辺をよくお聞き取りをお願いいたしますが、これはベトナムから帰って間もないキャブテンなんです。そして、その場におりました婦人たちが強く拒んだにもかかわらず、飲料水は全部ぶちまけてしまった。米は、その他は全部持ち出してしまっておる。そうして食べるものがなくなつたので、それを聞いて食べものを持ってきた同じ仲間の婦人たちに、食べものを渡すことと拒んでおるのですよ。施設庁の職員がとめられたと同じように、もっとひどく、食べものまで拒んでおる。食べものもなく飲むものもない場合にわれわれ死んでしまふじゃないかと抗議したら、戦争に勝つためには死んだってかまわぬ、キャブテン・ヒューズがこう言っているんですよ。これが少なくとも施設庁が提供した施設内における米軍の行動です。これが一体許された権能ですか。しかも、その後における行動が非常にひどい。すわり込んでいる婦人があるにもかかわらず屋根に火をつけるというのをやつとの思いでこれを防いだのです。こういう事実を、少なくとも施設庁の出張所が詳細に報告していないとすれば、まことに無責任きわまることです。私はこの事実は明らかに基地犯罪だと思っておりますが、長官は一体どう思っています。

○山上政府委員 われわれの聞いております報告ではただいままで施設部長が御報告したとおりでございます。いろいろさらにこれ以外のことがあるようにございましたら、さらに私どもも調査いたしたいと存じております。

○淡谷委員 これは、もう少し現地のさまざまな

暴行を受けた人たちについても当然調査する義務があると思ふ。基地内に行なわれておる犯罪といふものは、これは職務上とは申しませんが、戦時中、職務をしながら起こした犯罪も、過去の例を見ますと、ずいぶんあるのですから、終戦当時は、憲兵がパトロール中に人のうちに入つて人妻を強姦したという話もあったでしょう。これは明らかに公務じゃない。同じような行動が米軍の必要なる基地内の行動だといふふうに考えられたら、それとない話です。基地内の犯罪は当然施設庁が一応調べなければならぬ。それで、この事件は、この事件はもっと深刻に考察を願いたいと思ふ。

もう一つは、たびたび施設庁が、中にすわり込んでいる婦人に対して立ちのくことを要求したのですが、どういふ権限があるのです。現在あの演習地というものは自衛隊の演習地ですか、米軍の演習地ですか。

○鐘江説明員 北富士演習場は米軍に提供しておりますところの演習場でございます。自衛隊が使用しておりますのは地位協定三条に基づく管理権によって自衛隊が使用しておるといふことでございます。

○淡谷委員 そこに問題があるんですが、自衛隊の演習場に使用しております米軍基地というのは一体全国にどれくらいありますか。

○鐘江説明員 自衛隊と駐留軍が共同使用しております施設は二十三施設でございます。

○淡谷委員 パーセンテージはどれくらいありますか。

○鐘江説明員 ただいまお答えいたしましたのは、地位協定二条四項(a)に基づく施設の数を申し上げたわけでございますが、全提供施設が百四十六でございますから、百四十六分の二十三ということになるかと思ひます。

○淡谷委員 北富士の場合は三条と申しましたね。これは二条四項(a)で、いま言った数字は、そうじゃないですか。それじゃ、その適用条項のいかんにかかわらず、米軍の使っております

演習地内に自衛隊が演習地を持っておる数は一体どれくらいパーセンテージにのびますか。どの項を適用するにかかわらずです。

○鐘江説明員 ちよつといま御質問の内容がわからなかったのですが……

○淡谷委員 いまあなたはその数は二条の四項の(a)の適用だと言つたでしょう、いま言つたのは、そうじゃないんですか。

○鐘江説明員 先ほど二十三施設と申し上げましたのは、地位協定二条四項(a)に基づく米軍の施設の自衛隊が共同使用しておる施設の数を申し上げたわけでございます。

○淡谷委員 北富士はそうじゃないでしょう。三条の適用だと言つたでしょう。そうすれば二条四項の(a)適用以外にも自衛隊が使っている演習地があるはずなんです。だからその条項の適用いかんにかかわらず、全部の米軍の基地の中で自衛隊と一緒にやつておる基地はどれくらいパーセンテージにのびるかということです。

○鐘江説明員 先ほど申しました二十三の施設以外に、三条の管理権に基づく自衛隊が使用しておる施設は十五、二十三のほかに十五ござい

ます。

○淡谷委員 この第三条の適用ですが、第三条のどこを適用したのですか。項目がたくさんありますが、具体的に北富士の場合にどの項を適用したのですか。

○鐘江説明員 地位協定第三条第一項に基づく使用でございます。

○淡谷委員 その一項のどの点ですか。

○鐘江説明員 一項の「合衆国は施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができ」であります。

○淡谷委員 ここですか。それだけですか。増田防衛庁長官、このばく然たる二行が北富士の自衛隊の演習の根拠だぞであります。しかし防衛庁長官というたてまえから見て、歴代の長官、江崎長官あるいは藤枝長官、現地にどんなものを出し

ているか、長官一ぺん報告を受けたことがありませんか。

○増田国務大臣 吉田に防衛施設事務所があるといふこと、それからそれを監督する意味で横浜に防衛施設庁があるといふこと、そのことを存じておるわけでございます。

○淡谷委員 少し具体的に申し上げますが、昭和三十五年八月九日、山梨県南都留郡忍野村忍草の区長渡辺勇さんから江崎真澄防衛庁長官に対して、こういう要望書が出ております。「梨ヶ原演習場は、私達地元農民が入会慣行を有している土地であり、また生きてゆく上に欠くことのできな

い土地であります。それ故に、私達は昭和三十三年末、米軍撤退以来特に該演習場の返還をのぞんでおりました。今日の場合もこの切実な私達の気持の現れであります。私達は、ここに、信頼する日本政府が米軍より該演習場の返還に努力をしていただくことを強く要望するものであります。」これに対して江崎長官から、三十五年八月九日に回答書が出ております。「政府は、昭和三十五年八月九日付御要望の趣旨を諒とし、早急に最大の努力を払うと共に、貴区が従来有して来た入会慣行を十分尊重し、誠意を以て善処します。部落民各位には、平静のうちに事態を解決されるよう、切に要望いたします。」というのが江崎長官の回答書です。これはおわかりでしょう。

もう一つ、藤枝長官の回答書がある。これは山梨県知事の天野久氏に対して、昭和三十六年九月十七日に出されました「北富士演習場問題について」という書類であります。「標記の件については、左記により処理することとしたので、御了承の上格段の御協力をお願い致します。一、政府は、北富士演習場の地元関係者が、旧来の慣習に基づき、北富士演習場入会地(梨ヶ原、大和ガ原、その他入会地を総称する)に立入り使用収益してきた慣習を確認するとともに、この慣習を将来にわたって尊重する。二、政府は、北富士演習場の早期返還に引き続く最大の努力を払う。三、政府は、すみやかに現行の林野雑産物補償に因す

る問題点を再検討しその適正化をはかる。なお、林野雑産物補償及び林業経営阻害補償に關する過去の未解決補償については早急に解決する。四、政府は、北富士演習場の地元関係者に対する所要の民生安定措置については、他地域との均衡を失しないように実施するため、県と協議する。五、政府は、基地問題等閣僚懇談会了解の趣旨に従い、現地関係団体が北富士演習場対策協議会に一体となることを期待して、今後の補償に關する問題は協議会を通じて処理する。」

さらに、こういう覚え書きが藤枝防衛庁長官から出されているのです。「政府は忍草区長に対する昭和三十五年八月九日付回答書の主旨に従い、次の事項を確認する。よつて貴区は政府の意のあるところを諒とし、現在の事態を早急に收拾されるよう要望する。一、政府は貴区民が旧来の慣習に基づき、梨ヶ原入会地に立入り使用収益してきた慣習を確認するとともに、この慣習を将来にわたつて尊重する。二、政府は北富士演習場の早期返還に引き続き最大の努力を払う。三、政府はすみやかに現行の林野雑産物補償に關する問題を再検討し、その適正化をはかる。」以上が三十六年九月十二日の書類であります。こういふふうな歴代の長官の現地に對する約束が、増田防衛庁長官とくくらい促進されていきますか。いまだこれに對して努力をなされたことがありませんか。

○増田国務大臣 従来の防衛庁長官の約束した線は、これをかたく守り、実施に移すように努力を継続中でございます。

○淡谷委員 さらに「北富士演習場における現在の事態を收拾するため、防衛施設庁と北富士演習場関係権利者協議会との間に左のとおり諒解が成立したので、山梨県を立会人として本覚書を交換する。」というのが昭和四十年十月十三日の、これはもう現防衛庁長官が在任中のことだと思ひますが、あるいはつと前のことですかね。「一、政府は北富士演習場を米軍より返還せしめ、これを自衛隊の演習場として引続き使用すると共に米軍に對しては地位協定第二条四項によりこれを使用

せしめる所謂使用転換を可及的速やかに実施するため必要な措置を講ずる。二、地元住民が北富士演習場内に立入り使用収益してきた慣習については、このことですよ、大事なものは、「使用転換後も従前同様、将来に亘つてこれを尊重する。従前どおり、三、政府は使用転換に際しては、所有権者等が有する権利および慣習に對する補償については『公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱』(昭和三七・六・一九閣議決定)の趣旨ならびに当該地域の事情と特殊性を考慮して適正に補償する。四、使用転換を行なうについては、国は、地元代表者との間に使用協定を締結するものとする。五、本覚書発出後、自衛隊の本演習場の使用に關するすべての手続が完了するまでの間、自衛隊は、協議会の同意がなければ演習場を使用しない。本演習場を自衛隊の施設とするすべての作業の完了予定日は昭和四十一年三月三十一日とする。」とある。この書類の協定は一体どう扱われているのですか。

○財満説明員 四十年十月十三日と申しますと、私記憶がございしますが、当時地元の方と私ども二晩徹夜いたしましたそのことについて話し合いました。そしていま先生がお説みになりましたのは、地元の方の出された案であると思ひます。私どもとしては、ちよつとそれでは自衛隊のほうの動きが全然とまってしまう。具体的に申しますと、地元が承知しなければ演習はさせない、こういうことになっておるわけでございますので、その案はついに協定に至らずして廃案になったものと考へております。

○淡谷委員 この協定はできなかった。しかし從來どおり立ち入つてさまざまな仕事をやる権利はこの協定のあるなしにかかわらず残つておるわけではないか。それを施設庁が立ち入つて、小屋にすわつておる婦人たちに出ていけといふのはどういふ権限なんですか。どういふ必要なんですか。

○鎌江説明員 いまお話のありました立ち入りの問題につきましては、從來、米軍が地元の各人り合ひ組合の人たちが採草のために立ち入つておる

事実関係を尊重いたしましたして、カヤ等の採草のたぐひに、いついっか立ち入つてよろしいという恩恵措置によりまして、米軍が採草のための立ち入りを許可しておつたわけでありました。

○淡谷委員 これは米軍の恩恵ですか。自衛隊の演習も米軍の恩恵なんですか。これは関連するところですか。恩恵じゃないでしよう。当然の地の権利でしよう。そういうものの考え方で行つてゐるから問題が起こるのですよ。恩恵じゃないでしよう。

○鎌江説明員 林野雑産物の補償の問題につきましては、ただいまお話のありましたこれは権利である、入り会い権である、いや入り会い権でないというところで、現在まで地元の皆様とわれわれとの間で話し合ひが進行されておりますが、いずれにいたしましても、国の立場といたしましては、国有地については入り会い権という物権はないというところで解釈しております。したがひまして、先ほど申しましたとおり、地元の入り会い組合の皆様が入つて、場内に立ち入つて採草したいというところの申し入れに對しまして、米軍はあくまでも三条の管理権の範囲内において恩恵的に立ち入りを認めるといふことになっております。

○淡谷委員 防衛庁長官も米軍の恩恵だ、そう思つておられますか。しかも、入り会い権がないといふのは、いま訴訟になつてゐる相手側の国の見解でしよう。それがそれとおりいかなから訴訟になつてゐるのでしょうか。それはあなたの方の一方的な解釈です。しかも米軍が管轄権を持つてゐるからといつて、日本の土地を使つてゐるのではありません。そして前からいろいろな関係で生活しておる農民のために、使われないときに提供するのはあたりまえじゃないですか。第一、米軍はこの演習場は使つていないでしよう。使つていますか。――議事進行で申し上げますが、あまりでんでんばらに答えて、言う人たちの答がみな食い違ひようではないですか。時間をとりますから、まず原則として増田防衛庁長官が答えてください。増田防衛庁長官のお答えできない点は、長官からさら

に別な長官に御指名になつて答えてもらいたい。○増田国務大臣 施設庁長官、施設部長、総務部長と事務の大きいと小さいとはございしますが、私は統一を欠いてゐると思つておりません。同じことを答えております。

そこで、淡谷さんの御指摘のような入り会い権という私権が演習場といったような中に存在することは、私は法曹の一員として認めます。ただし、それは争ひの対象になつてゐるわけでございます。それから入り会い権がある程度ございまして、それを事実上の問題として尊重して――事実上の問題としてですよ、まだ私権の争ひがありま

すから。そして駐留軍がカヤを刈つてくれとか、草を刈つてくれといふことは認められておるわけでございます。しかしながら今度公のような立場、公法的な立場においてこの地位協定はあるわけでございます。この地位協定というものは、私は一種の公法的な、行政法的な立場をとつておると思ひます。国内でいえば、条約に附帯するものでありまして、法律と同様に、それに近い効力がある。しかも公的な演習場ということになつてくるのでございまして、その演習場の管理権に基づいて各般の行為が必要と認められる限度においては行ない得る。その管理権に基づいて草を焼いた、こう思つております。しかしながら一面におきまして私権の問題はございしますから、私の権利は争ひとして存在しております。しかし防衛施設庁といたしましては、從來から私権は制限されておる、そういうことに對しましては相當の補償もしておるわけでございます。至るところ隨意に、おれは入り会い権があるのだから、從來草を刈つておるのだから、演習のいかににかかわらず草を刈れるというわけではないのでございまして、公権的な立場の管理権の制約を受けて私権的な立場のものが存在してゐる。そして補償もされておる、こういうふうな法理論としては考へております。具体的に第二条の關係の適用があるか第三条の適用があるかといふようなことは、詳細には防衛施設庁が知つておるわけでございますから、施設庁長官なりあるいは施設部

長なり総務部長が答えておるわけでございます。

○淡谷委員 私は訴訟上問題になっていることをこれ以上深く追及しようとは思いません。しかしいま長官の言われました自衛隊がこの演習場を使っている根拠はわずか二行なんです、これで見ると、第三条の一項の「合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることが出来る。」この条項だけなんです。これは現在自衛隊が使っているというところは、この条項しかないのです。一切の演習の上で起こったさまざまな損害なりいろいろなトラブルは、あげて米軍が解決をしなければならぬ責任がある、米軍が使わしているのですから。この点はどうです。これは全国にずいぶんたくさんある共同使用の実例なんです。北富士だけじゃない。演習によってかなり大きな損害が起こったり、あるいは人畜に障害を起したような場合には、その責任は米軍にある。

○山上政府委員 三条によりまして自衛隊が使用を許されている施設区域内におきまして自衛隊が問題を起したというような場合におきましては、これはやはり自衛隊が責任を持ってやらなければならぬ、かように考えております。

○淡谷委員 自衛隊がその場合演習その他について米軍の了解をとる必要はありませんか。もしくは地元の了解をとる必要はありませんか。手続として、あるでしょう。

○山上政府委員 三条に基づく使用の態様によりますが、一般的に米側から三条によって不特定の期間使用を承認されている場合には、個々に承認は要らないと思います。ただ、いつからいつまでというような期間等は、米側が使用していない期間を使うわけですから、事前に米側と了解をとる必要はございます。これは実際問題としてあるわけでございます。

○淡谷委員 現在の北富士における自衛隊は、どういう契約のもとに演習をやっておりますか。

○鎌江説明員 ちょっと先生の契約というのはどういう……。

○淡谷委員 いまお答えがあったのですがね。米軍に対して期限をつけてやることもあるし、個々の演習を許可されるということもあるというのですが、それが具体的に北富士ではどうなっているか。

○鎌江説明員 自衛隊が富士演習場を使用する際には、かりにその使用者が陸上自衛隊だといいたしますと、陸上自衛隊は一応使用の内容、それから日数、そういったことを事前に横須賀の海軍司令部と打ち合わせまして、そしていつ幾日からいつ幾日までという演習をやるといことがござりますと、演習通報なるものを地元山梨県を通じて通達いたします。さらに内容につきましても、各関係の市町村に告示をしております。

○淡谷委員 一般的なことじゃなくて、現在北富士の自衛隊はどういう米軍との話し合いのもとに演習をやっているか、いつからいつまで使うという点なのか、そういう点をもっと具体的にお答えを願いたい。

○鎌江説明員 個々の演習につきましては、さらにあそこ富士学校がございまして、富士学校が現地のキャンプ、米軍の施設のある富士キャンプでございますが、そこと具体的に話し合つて実際の演習をやる、かようになっております。

○淡谷委員 わからないのでしよ、結局、具体的に北富士に立っているけれども、現在の北富士の自衛隊が何月何日から何月何日まで使用して、どういう場合に演習するのかというところはまだつかんでいないでしよ。

○鎌江説明員 富士演習場におけるところの何月何日という演習を自衛隊がしたかというところは詳細に把握しておりますが、現在はその資料、手持ちがございません。

○淡谷委員 増田長官、これは十月二十日の事件に關係があるから言うのです。十月二十日にいわゆるクリーニング・マヌーバーと称して無理やり婦人の立ちのきを要求したりさまざまなことをしたのは、どこの演習に差しかかっているやつた

ことなんですか。米軍はそのときに演習しておったのですか。

○鎌江説明員 実は、この清掃をする以前に、米軍自身の演習といたしまして、たしか十月二十五日から約一週間という詳細なあれを持っておりませんが、いざいざ詳細なあれを持っておりませんが、米軍の演習訓練をやるという計画があったことは事実でございます。

○淡谷委員 計画で、これは実行しましたか。

○鎌江説明員 当日気象状況が悪くなりましたので、演習は具体的にはやれませんでした。

○淡谷委員 米軍は一体一年間に何回使用しているのですか。

○鎌江説明員 最近のデータはございませんが、昭和四十一年の一月から十二月までの間に米軍が北富士演習場を使用したものは、五回でございます。東富士演習場につきましては六十六回、そういう実績がございます。

○淡谷委員 米軍はほとんど使用してないでしよ。この使用の範囲も、ジャングルを歩くような演習をしてみたり、散歩を演習と称している程度でしよ。でなければ、地元民に多大に迷惑をこうむらせるクリーニング・マヌーバーだ。だから自衛隊も、これを返還して自衛隊が使おうとしておるのじゃないですか。真相はそうなんではしよ。もう米軍は使っていないから、一日も早くこれを返還して自衛隊が使おうというの、これはもともとの計画じゃないですか。したがって、十月二十日の段階では、実際自衛隊が困ってクリーニング・マヌーバーをやらしたのじゃないですか。自衛隊独自ではあんな行動はできないでしよ。米軍にはできても、これは日本人同士ではできる行為ではないですな。

○鎌江説明員 先ほど申しました演習の内容と申しますのは、通信演習、すなわち空から飛行機が来まして、そして演習場内で通信の部隊がおる、そういういわゆる通信訓練といいますが、そういう訓練を計画しておったようでございます。その際、小屋の周辺に赤い旗などが立っております、操

縦者が操縦を誤らないとも限らないということ、事前にそういうものを撤去するのはいいではないかということ、清掃訓練の範囲内であらう措置をとったというふうに聞いております。

○淡谷委員 どうも私、あなたの答弁を聞いておりますと、むしろおかしいのですよ。清掃訓練という形であらう行為がぬけぬけと認められておることが、これは第一おかしい。さっきの御答弁だと、価値のないものは焼いた。一体焼いたカヤは数量はどのくらいあります。

○鎌江説明員 焼く前の段階に二十束あったのが四束残っておりますということは、十六束焼けたのではないかといいことであります。

○淡谷委員 それはどこの調べですか。一体そのカヤというのはどのくらいの値打ちがあったと思えます。米軍の無価値と日本人の無価値とは違ふのですよ。軍人の観念と平和な農民の観念は違ひます。だから、そこに施設が入っている、米軍のさまざまな要求の間に立っているのじゃないですか。それを施設を提供するだけの任務を持つておつて、あとは何をやらせようとか知らぬ顔して起きているという施設の態度は、私はどうしても納得できない。私は、あくまでも日本人側に立つて、施設地区における日本人は守つてやる義務が施設庁にあると思ふ。これは増田長官だ。施設庁長官の答弁ではしよがらない。

○増田国務大臣 先ほどの答弁について、もう一べん明確にいたしたいと思ひますが、私権としての入り会い権というものは争ひの対象になつておるわけでございますけれども、防衛庁ないし防衛施設庁としては入り会いの慣行を認めておる、こういうことがございまして、入り会いの慣行を認めております。そこで、入り会い関係で、演習に差しかかえのときには立ち入りまして、立木あるいは草、たいてい草でございまして、草を刈ることを認めておる、こういうわけでございます。そこで先般の焼かれたつまり演習場というものは米軍の基地でございまして、あくまでも米軍の管理権のもとにあるわけでございます。でござい

ますから、入りの慣行を認めてやるというこ
とは、施設部長ないし総務部長が言ったような一
つの恩恵であるといつても、これは差しつかえな
いと思います。ただ、しかし、淡谷さんが指摘さ
れておるように、われわれは北富士なりあるいは
東富士なりを日本に返してやらう、そして防衛
庁の管理のもとに置いて、付近住民の利益を守つ
てやる、こういう立場で従来とも努力してありま
す。これからの努力いたしますし、また現地の
山梨県知事田辺国男君、それから静岡県知事竹山
祐太郎君等が大いに協力してくれております。ま
た地元の町村長等も非常に協力してくれておっ
て、感謝をしておりますが、解決の線にはだん
だんと進んでおるわけでございます。

そこで、この十六束焼いたというのは、大体目
方にいたしまして六十貫だそうでございます、
六十貫の草を焼いたということは、いまちょっとわ
かりかねますが、まず一万円以下ではないかと私は
考えております。一万円まではいかないかと私は
いか、その点はしかとわかりませんが、これから
だんだんと計算はいたしますけれども、しかし、
何しろ米軍の施設として使い得る状態になるよう
にというわけで焼いたというようなことは認める
わけでございます。

○淡谷委員 これは金の問題じゃありませんが、
あまりに施設庁の調査がずさんなので申し上げて
おきますが、一体出張所からカヤを焼いた現地ま
では何キロ離れていますか。わからないでしよ
う。少なくとも六百貫のカヤが焼けて、それから
のぼる煙が確認できるような距離じゃないんで
す。六百貫です、焼かれたカヤは、草じゃな
い、カヤです。草の値段とカヤの値段は違うんで
す。六百貫とそんなにささかのものと調査の点で
食い違ふなんというところは、これは非常にあり得
べからざることなんです。もつと地元の立場に
立つてこれはやらなければならぬ。それはまたあ
とで告げる機会もあるでしょう。

そこで、まず長官、一体米軍がこれを返還して
自衛隊が使う場合の事務的な手続はどうなるので

す。まだ訴訟は継続中です。

○山上政府委員 これが日本に返還になりますれ
ば、国有地につきましては国有財産の手続にま
ります。また民公有地につきましては、それ
ぞれの相手方と話し合いをいたしまして、そして
自衛隊に使用できるように協定をいたしまして、
あるいは契約をいたしまして、そういう措置が済
まない自衛隊のものにはなり得ないのではない
か、こういうふうに考えております。

○淡谷委員 これはしばしば国会でも論議にもな
りました、ジョイントユースとか共同使用とか
いう名前でも米軍が接収した演習地に、そのま
まのままで自衛隊がすわり込んでしまつて、まあ
私のことはすけれども、ネズミが掘つた穴にへ
ビが入り込むようにそこにすわり込んでしまつて
いう事態が起こりかねないことになる。この演習
地なども、最初は村から買い上げて旧日本の軍隊
が使つておつた、この面積と、米軍がこれを接収
した面積と、現在の残つておる面積と、自衛隊が
使おうとしている面積との差を出してごらんなさ
い。

○増田国務大臣 これは調査の上お答え申し上げ
ます。

○淡谷委員 調査なんというもののじゃないです
よ。はつきり資料があるのですよ、地元のほうで
出しているのが、いかに不勉強かこれでわかるの
です。旧陸軍演習地は、「旧陸軍（第一師団経理部）
は、保護組合経営の部分林約一、〇六〇haと」
これからお調べになるのはたいへんでしょうか
ら、私が確実な資料に基づいて申し上げますが、
「同組合所有地約六〇〇ha、民有地約二〇〇haを
強制買収し」値段なんか安いものです、その当
時です。ところがこれに対して「昭和二十
年十月、富士北麓約一八、〇〇〇haは米進駐軍に
占領され、これは施設庁、私よりも知つていなけ
ればならないはずなんです、あなたのほうが提供
しているのだから。そして現在では「約一、〇
〇〇haが返還され」北富士演習場を自衛隊が使用
しはじめたのは昭和二十九年七月頃から」です。

ですからこの数字をずつと出してくると、米軍が
いかに旧陸軍の演習場以上の土地を接収したかが
明瞭なんです。現在残つておるのは、旧演習地ま
で狭まつてきています。これを、言つていい
か悪いかわかりませんが、防衛庁の幕僚陣では、旧
陸軍の失地回復と言つてゐる。失地回復的な気持
ちで、働いてそこから生活の資を得ている農民に
対して重圧をかけることは、私はこれはどうかと
思う。

あらためてお聞きしますが、同じような事件が
沖繩の伊江島でも起こつていますね。この内容を
お聞きしたい。これは施設庁知らぬと言います
か。伊江島で起こつています。

○山上政府委員 私まだ存じておりません。

○淡谷委員 これもどうも知らぬということとは
いでしょう。非常に似たものですよ。沖繩の本島
のすぐそばにある伊江島という小さな島ですが、こ
こでやっぱり米軍が演習地をつくるために、こ
の土地を使用するのを拒んだ地元の農民に対し
て、武器をつきつけて取つてゐるのです。逮捕者
も出してゐます。こういうことを見てくださいと、
さつき橋崎君が言いましたけれども、まさに北富
士が沖繩に近くなつてきてゐる。ベトナムから
帰つたヒューズというキャプテンが先に立つて、
問答無用で、すわり込んでゐる諸君を撤去しよう
なんという直接行動は、はたして許されますか。
これは米軍が返還するのなら、一たん国有財産に返
るなら返るでしよう。私有地については、さまざま
な争ひも起こるでしよう。しかも地元の承諾が
要るでしよう。長官進みますか。地元が承諾しよ
うがしませんが、これはやっぱり問答無用でしやに
むに押し入る気持ちは、日本の自衛隊にはないで
しょうな。防衛庁長官、どうです。

○山上政府委員 返還につきましては、自衛隊が
使えるようにし、自衛隊の演習場にするというこ
とによつて米軍にも使わせてくれというところを、
米側は意向として持つております。したがいまし
て、これの返還の段階におきましては、さまざま
な問題があると思ひます。しかしながら、返還さ

れまして、自衛隊が使用するという段階の手続に
つきましては、先ほど申し上げましたとおり、も
ちろん地元と話し合いをいたしまして、納得の上
で使う、こういうことになつております。

○淡谷委員 それが当然ですがね。さっきの地元
との協定が成立しなかつたということは、明らか
にいまのところ自衛隊だけじゃ使用できない形勢
にありますね。したがつて、非常に米軍の演習の
多い東富士は返還されますが、北富士はこう返
還の話が出てこない。まさかこれも米軍のかさの
下に入つて自衛隊が使おうという気持ちで永久に
保とうとする意図じゃないでしような、防衛庁長
官。どうも自衛隊が使うというところ——地元には
ま開発計画もあるし、また観光開発もあるし、
農耕開発もあると言つてゐる。それじゃなかなか
むずかしい折衝もあつて使えないから、これはむ
しろ米軍が占領したままで自衛隊が使つておつた
ほうがいいという考えはないでしような。あるべ
きははずないと思ひます。これはどうです。

○山上政府委員 北富士の返還の問題につきまし
ては、先生御承知のとおり、東富士よりは非常に
難航いたしております。これは自衛隊が演習場と
して使うということについて、地元側とまだまだ
十分な御納得がいけない、こういう問題があるか
と思ひます。これにはいろいろな問題があると思
ひますが、そういう意味合いで、いろいろ難航を
いたしておるというふうな考えております。

○淡谷委員 結論を急ぎますがね。防衛庁長官、
私はよく申し上げましたが、米軍の北富士にお
ける犯罪事実の徹底的な調査をもう一べんおや
りください。あなたの方の考えとはだいぶ違ひま
す。出張所長の報告ともだいぶ違ひます。この
調査についてはわれわれも協力を惜しまない。こ
の席上なければ、現地の録音なども親しくお耳に
入れます。これははつきりお約束してもらひたい。
もう一つは、いま訴訟中なんですから、しかも
相手が国なんですから、訴訟中におけるさまざま
な出過ぎた行動は慎んでもらひたい。少なくとも
いままでの権利は尊重しなければならぬ、係争

中なんです。それを警察を使ったり、米軍を使ったり、施設が行ったりして、地元民のこの当然の権利を侵害するようなまねはやめてもらいたい。長官、はっきり聞いてください。あとで御答弁いただくのですから。こういう係争中にある土地に対する、権力をかきにきた干渉がましい行為は一切やめてもらいたい。特に、たとえ米軍が管轄する土地であっても、犯罪行為が全く公然と許されるような誤解——じゃない、迷信だけは一掃するように努力してもらいたい。そのために施設が中に入ってきたまね話をするのでしょ。何か必要があれば、施設を通してやるのは当然の話です。百歩譲って考えたとしても、何らか法的な決定がある前に、実力をもってごみ掃除をするという観念はこれはあやまちです。直接行動によって、しかも武装した者が全く武器を持っていないような婦人たちに襲いかかってこれを持ち去ったり、あるいは材料に火をつけて焼いたりする。場合によっては強姦もかねないような行動も出ている。そういう直接行動は許されるものじゃない。まずこの三点について、増田長官のはっきりした御答弁を願いたい。

○増田国務大臣 最初の、北富士につきましても東富士につきましても、われわれは米軍基地は日本に返してもらい。ただし、返してもらった晩におきましては米軍にも若干使用させる、こういうことで話し合いをしておりますけれども、日本に返った晩におきましては、山梨県の皆さまは、北富士を自衛隊に使わせるとはおっしゃっております。また係争中もございます。しかしながら、ぜひとも山梨県民の皆さまの御協力、御同意を得まして、自衛隊で使うようにさせていただきたい。そして自衛隊が使うときのほうが付近民衆のしあわせ、利益等にも合致する、われわれは尊重してまいりたい、こう考えておる次第でございます。

それからその次に、米軍の基地のほうが都合がいいと自衛隊は考えているんじゃないかということとはございません。でございますから、田辺山梨

県知事とも、また地元の町村長とも、静岡県の竹山知事さんとも、鋭意交渉をいたしております。非常に前向きな姿勢でやってくれておるわけでございまして、米軍基地のほうが各種の私権を拘束する上において都合がいいなんていうことは考えておりません。

それから第三に、米軍基地の中における犯罪というようにもいえます。日本の法権が、立法、司法、行政の三権が及んでおるわけでございまして。ただ、及ばないのは、職務上行なつた米軍の軍人軍属の犯罪が米軍の軍法会議にかかるということだけでございまして。職務上でない犯罪行為、軍人あるいは家族、軍属あるいは家族の犯罪行為等は、すべてわが国の法権のもとにございまして。すなわちわが国でございまして。北富士も東富士もわが国の中でございまして。本土でございまして。

それから、何かもう一つお聞きになったようにございまして、もう一ぺん御明示を願えればすぐお答えを申し上げます。

以上三点についてお答えをいたしました。

○渋谷委員 私の質問はその三点ですがね。ただ、お答えの中で二点ほど疑念がありますので、これを確かめておきたいと思ひます。

米軍の職務上行なつた犯罪と職務中行なつた犯罪とは、これは違ひましような。職務執行上どうしてもやつたといつたような犯罪は、これは向こうがやるでしやうけれども、職務中に道くさ食つたような、たとえば今度のような犯罪は職務上の犯罪ではないでしやうね。この点一点確かめておきたい。これに対して、われわれ十分な協力は惜しみませんから、徹底的に調査をし直すということをお考え願ひたい。

それからもう一つ気にかかりますのは、米軍がこれを返還したあと、土地は一たん国に返すでしやう。そして、やはり所管を防衛庁に変えるときは、あらためてこれはやらなければだめでしやう。そのまま自衛隊は、米軍に使うことが許可されたんだからといって、きまるまで居るつもりですか、北富士に。もしも米軍が返還した晩に、まだ山梨県の地元が、自衛隊の使用を賛成しないというような場合は——賛成してもしなくても、やはり従来の慣行によつて居直りますか。これはだけは確かめておきたい。私はやはりこの際はききれいに引いて、地元とあらためて折衝し直して使うのが筋だと思ひます。それでなければ、私の言つたネズミの穴にへびが入り込んだやうだという形容詞は、私は撤回したくない。これは原則からいへば、土地はそれぞれの所管に移して、地元の十分な納得を得た上であらためて使うなり使わないなり決定するのが正しいのではないか、この二点を確かめておきます。

○山上政府委員 あとの問題について多少誤解があると思ひますから、私から御説明申し上げます。

ただいまの返還と自衛隊の使用の問題であります。先ほどもちやんと申し上げましたように、返還になりますれば、もちろんその後においてそういう手続をしなければならぬと思ひますが、ただいま申し上げましたように、米側も、これが自衛隊の使用になつて、そして米軍もまた共同使用できるというのを希望いたしました。それを返還の前提という考えをお持ちになつております。したがつて、これは返還されることと自衛隊の使用というところが同一時期にできるという事でない、米側はなかなか返還しない、こういうことになつておりますので、手続の問題と実際の問題と多少異なる、こう御承知願ひます。

○渋谷委員 防衛庁長官、だからぼくはやはり防衛庁長官にお答え願ひたい。いまの話だとまるで沖繩方式でしやう。日本が隠したと申しませんが、あそこ軍事基地をちゃんと持つて東洋の平和が守られれば沖繩は返してやると——一体、自衛隊をあそこに入れば沖繩は返してやるといふ話がありますか。使つてなかつたら返すのが常識でしやう。米軍が使わない場合は地元は返還するのが常識ですよ。それを条件をつけて自衛隊を入れるならば返してやるなんて、一体これが許せますか。

か。その点はどうしても長官にはつきりしてもらわなければいかぬ。返すにあつて、日本の内地のことに条件をつけるいわれはないです。

○増田国務大臣 返る場合には、お説のように国有財産として返るのでもしやうけれども、良識を豊富にお持ちの渋谷さん御存じのとおり、北富士は現在自衛隊が一番使つておるのです。演習場として。また東富士も使つておるのです。でありますから、一ぺん白紙にしてそれから間を置いてということになると、世の中のこととはどうもその辺がむずかしくなるのです。でございますから、むずかしくならないようにやはり良識でうまくやつていただきたい。国権の最高機関の構成員として、一ぺん白紙にしてそれから出直すのだということでは、——自衛隊はへびではありません、これはハトであります。日本の平和と安全を守るハトがそういう穴に入ることは非常にけつこうなことでございまして。御協力願ひたいと思ひます。

○渋谷委員 ハトは別に穴へ入りませんよ。へびだから入るのです。それに、どうもおかしいです。あなた。この地位協定の第三条を利用して、むしろ悪用して、米軍が使つていないところに米軍の威をかきに着て入つていっているのがいまの自衛隊でしやう、はつきり言つて。その既成事実をつつておいて、今度は従来使つていたから米軍が返還しても返すわけにいかぬ。これは全く居すわり強盗じゃないですか。武器を持った居すわり強盗です。だから地元のトラブルが起ころるので。なせもつと虚心たんに、米軍が返還した場合はわれわれは一たん引きまします、堂々たる態度がとれないのですか。あくまでも米軍に便乗して居るやうなうといふ魂胆です。これがもし増田長官の姿勢であり、佐藤内閣の姿勢であるならば、われわれはこの追及はやめるわけにいかぬ。大砲並びに鉄砲を持つてどうしてもこれはわれわれが使つていなければならない。これでは自衛隊じゃありません。いかがです。

○増田国務大臣 その辺はむしろ地元の皆さまのほうがよくおわかりなので、やはりどこかで演習しないと、日本が侵略されないように実力部隊を持つておくことは必要なんです。それで、その平和が確保できるのですから、自衛隊はつくるけれども演習場は一つもやらぬぞということでは間に合いませんから、やはり間に合うように、一億国民の生命、身体、財産、平和、人格、自由、安全等を守り得る実力部隊がどこかで演習しなくちゃいけませんから、そこを私は淡谷さんの良識に訴えと申すわけでございます。

○淡谷委員 こういうことはあらためてやりましょうね。これから防衛問題をやったのではあとの人の迷惑だから。

しかし、法律的に行政手続的にあたりまえの道を歩きなさい。返還した米軍の演習地に自衛隊も要るから、法律上はどうでも、行政手続上はどうでも、これは国防の必要上しやにむに要るのだということになりまして、昔の軍部です。だんだん似てきたじゃないですか。やはりこれは、増田長官たる者は日本の法律を守らなければならぬ、行政手続を守らなければならぬ。それから、簡単に居すわって使うわけにいかぬでしよう、その点にしばつたら。これはあなたの防衛の信念上しやにむに置くのだという信念はわかります。信念はわかりますが、必ずしもそうじゃない。地元と十分話し合いをして地元の納得を得てというのならわかる。防衛上必要なんだから地元が何と言おうとあそこをねらって使うのだからこれは放さない、これはハトだと言っても、私はハトだかわからなくなつてしまふ。それはどうなんです。法律上もそれでいいじゃないですか。

○増田国務大臣 しやにむにかいうことはあなたの方ほうでおっしゃるので、私のほうは申しておりません。あくまで地元の皆さまの御理解と御協力を得まして、そうして現に使つておる頻度というものは、米軍よりは日本の自衛隊のほうがはるかに多いのですから、また、そういうふうなふり

に使われることに対して米軍に何しろ返してもらわなくちゃなりませんから……。ただこれが開拓地になつてしまふというふうなことになる、米軍のほうがある程度自衛隊も訓練の場所が必要である、こういうふうなことで、向こうも納得して――山梨県の皆さまあるいは静岡県、皆さまの御了解も大切でございますが、米軍が返すことがやっぱり大切な先決条件でございます。でございますから、その間の調和がとれて、それから法律的には、一ぺんは国有財産になつて、そして同じ日か翌日かに自衛隊の所管というふうなことになるでしよう、おっしゃるとおりでございますが、あくまでしやにむになつていくことはございせん。地元の皆さまの好意的な積極的な御了解、御理解、御協力を得てさういふふうなことをしたい、こういうことでございます。

○淡谷委員 増田長官、少しあなたの論理は自縄自縛じゃないですか。地元の御了解を得れば、初めから自衛隊でもいはずでしよう。それが米軍に接収されたところに、地元の御了解がないままにいま入つていくのでしやう、協定が全然まともでないのですから。これはやっぱり米軍の力を借りての行動です。しかもその米軍の力を借りての行動を是認して、しやにむにかねやか知りませんけれども、このまま居すわろうということは、私はどうしても許せない。ですから、あなたの答へがはつきり地元の御了解を得てという前提に立つならば、地元が了解しない場合は、これは撤退するでしやう。これは撤退せざるを得ないじゃないですか。した場合は、それはあなたの方ほうにとつては非常にいいでしやう。しなかつた場合には、これは返還と同時に別な目的に使われてしまふがたがないのじゃないですか。それともしやにむにやりますか。これはさっきの橋崎さんの質問と最後は同じになりますが、地元が承認してもしなくても、賛成してもしなくても、やり抜こうというところに、しやにむにという私の形容詞がついてくるのですが、これはどうですか。

か。地元の了解を得て、どうしてもこれをやるという態度ですね。それは必ず将来起こりますから、くどいようですが、この一点を念を押しておきます。

○増田国務大臣 あくまで、片や施設庁長官におきましては米軍と交渉し、片や地元と交渉していただくわけをございまして、両者の完全な御了解を得まして、そうして好意ある御協力を得ましてやるわけをございまして。しやにむにではないのでございまして。

○淡谷委員 基地における事件についてはまだ長官からはつきりした御決意を聞きませんが、この事態の真相を徹底的に究明する点においては、御異存ないでしやうな。

○増田国務大臣 先ほどから私も申しておるのは、管理権に基づく行為であらう、こういうふうな考へておるわけをございましてけれども、つまり犯罪ではないと私どもは考へておりますが、しかし、事態をもう一ぺん調べてという御指摘に対しましては、私はもう一ぺん調べてみたいと思ひます。

○淡谷委員 初めから犯罪じゃないと考へて調べてもしやうがない、犯罪だから犯罪じゃないかわからないから調べてのしやう。初めから犯罪じゃないという結論を出して調べましようという人はいませんよ。あなたには実際わからないのでしやう。きょう私に聞いて初めてわかつたのでしやう。初めからものと白紙に返つてこれは調べてみるという答弁をしてください。犯罪じゃないが調べるといふのは承服できません。

○増田国務大臣 どうもことばのいろいろの使い方方の争ひになつていくのでございまして、私もいままで調べた範囲では、管理権に基づく行為というふうな考へておりますが、しかし慎重にお調べいたします。調べます。

○淡谷委員 わかりました。それで終わります。

○三池委員長 橋崎弥之助君。

○橋崎委員 私と淡谷委員と一緒に北富士の十月

二十日の事件調査のために、現地に向ひたわけです。若干事件に関する法的な関係を明確にしておきたいと思ひます。

私はいま大臣あるいは施設庁長官の話を聞いておりまして、あなた方は非常に重大な態度表明をされたと思ひます。日本の自衛隊は米軍との関係はどうなつておるんですか。米軍の管轄下にあるんですか。指揮系統のもとにあるんですか。それとも、対等の立場で協力関係にあるんですか。時によつては米軍の指揮下に入るんですか。管轄下に入るんですか。

○増田国務大臣 従来たびたびお答えいたしておりますが、それぞれの指揮系統のもとに協力し合う、こういうことでございます。

○橋崎委員 そこで、日本の自衛隊に米軍基地を使用させる問題は、法的な関係は制限がついておる、私はいままでこのように了解しておりました。なぜならば、地位協定の三條によつて米軍の基地を日本の航空会社に使用せよという問題も、三條の管理権の範囲内で使用せよということはおかしいから、あらためて二條四項(a)によつて昨年十一月から板付だつて使うようになったんです。さらに、当委員会を取り上げましたとおり、新田原のF104が板付に移駐する問題も、期間は三月月であるが、三條ではぐあいが悪いから二條四項(a)によつて合同委員会にかけて、共同使用の形でその使用の根拠をあなた方は明らかにされた。ところが、北富士に限つてどうして三條をあなた方は固執するのですか。米軍の管理権の範囲内で自衛隊に使わせよということとは法理論としてはおかしいです。日本の自衛隊は米軍の指揮下にはない。管轄下にもない。それが米軍の管理権の範囲内で自衛隊が使うということでは、自衛隊は独自の演習はできませんよ。米軍の目的に沿つてやられるんですよ。(伊能委員)それは違ふよ。と呼ぶ違ふかどうか、私はそれをいまからはつきりしていきたいんです。これはどうですか。それじゃ、なぜ新田原のF104を地位協定二條の四項にしたんですか。それは伊能さんわかりませんか。あなたはそんなこ

とを言うが、二条と三条とどうして区別するんですか。それじゃ、どうして区別したか言ってください。

○鐘江説明員 先般新田原のF104のジェット機六機を板付に移す際になぜ二条四項(a)の措置をとったかという御質問についてまずお答えいたします。

この御質問につきましては、先般の内閣委員会でも御質問がありまして、それに対して私はこういうふうにご答えたこと記憶しております。すなわち、三条によつてF104を移駐しますと、地元の方々は米軍の三条の管理権によつてするはずのべつたり使用が続けられるのではないかと不安をお持ちになるだろう、したがって、この際、新田原基地の滑走路の補修の期間が約三十日と完了するということならば、期間を約九十日というところで区切つて、そしてこれを板付の飛行場に移駐するということになれば、地元の皆さまも、九十日たてば、九十日以内に再びF104は新田原の基地に去るであろうということで御了解いただける、かような意味合いにおきまして、板付の移駐につきましては二条四項(a)の措置をとつたわけでございます。

北富士演習場の使用につきまして、しからばなぜ二条四項(a)の措置をとらないかという御質問でございますが、これは現在米軍の使用頻度がだんだん落ちておりまして逆に自衛隊の使用の頻度が高くなつておるわけでございますが、そういう状況にかんがみまして、防衛庁といたしましては、この演習場を自衛隊の演習場に切りかえまして、米軍には必要に応じて随時使用させるという方式、すなわち、私どもは使用転換ということをやつておりますが、そういう二条四項(b)の形で施設及び区域を切りかえたい、かようなことで、東富士演習場につきましても同じような考え方で地元の皆さまとも詰めておりますし、米軍とも詰めておりますが、幸いにいたしまして、東富士演習場につきましては、地元の皆さまの御了解も大体得てきているという段階でございます。北富士のはらは

どういふことかと申しますと、その使用転換につきましては山梨県を通じてこの問題を地元の皆さまにお願ひしておるわけでございますが、その点も近く実現を見るだろうというところで、あえて二条四項(a)の措置をとらずに現在三条の管理権に基づいて使用しているという状況でございます。

なお、地元の皆さま方との話し合いということ、土地の使用とか、いろいろ基本の問題もございしますが、すでに御承知だと思ひますけれども、北富士演習場の使用転換、地元の御了解というものは、いままでも私どもが地元の皆さまと話し合つてきたところでは、林野雑産物の補償の問題をまず片づけるということが基本になるのではないかと、先般米山梨県を通じて再三地元の関係者、特に権利者協議会ともよく話し合いを続けています次第でございます。

○橋崎委員 私に質問したのに大臣、お答えいただきたいのです。米軍の管理権の範囲で自衛隊が使わせてもらふというの、その場合の米軍と自衛隊の関係はどういふ関係にあるのですか。その場合は、自衛隊は米軍の管理下に属するということですか。

○増田国務大臣 管理権のもとにおいて使わせてもらつておるということにおいてはそういうことでございしますが、行動等は一切自衛隊の独自の行動でございます。

○橋崎委員 三条はこれこれこれのことにすべての措置をとることができると書いてありますね。しかし、それは何でもかんでもいいということじゃございませんね。その内容は議事録に明確にされておりますね。自衛隊の使用は合意議事録の何項に該当するんですか。

○鐘江説明員 そのことにつきまして特に合意議事録はございません。

○橋崎委員 どの合意議事録がないんですか。三条の問題についてあるんじゃないですか。何を言つておるんですか。これは安保条約の審議のときに、この問題は非常に重要なから合意的な解釈ができておるんですよ。すべての措置と書いてあ

るが、何でもかんでも米軍はできるんじゃないんですよ。いまから条文を見て間に合いますか。だから、あなた方はいけなないといふのです。大臣もおっしゃつておりましたけれども、条約さえあれば何でも全般的には網をかぶせられるのだという、それはいかなんてです。条約は国と国との合意事項であつて、その条約に基づいて国民の主権を縛るときには国内法によらなければいけなないのです。だから、少なくとも国民の、あるいは住民の生命、財産に關係のあることについては法的な根拠というものは明確にしなければいけませんよ。あなた方は自衛隊に使わせるのを三条、三条と云う。三条はちゃんとこの合意議事録ができておつて、米軍が措置することができると書いてあります。それ以外の問題は日本の国内法がちゃんと通る、こうなつておるのです。だから、当然あなた方は、合意議事録の何項に基づいてこれが行なわれるかというところは検討されておると思つたら、最初はないと答弁があつた。いまからどこへ該当させるか検討するのですか。

○鐘江説明員 先ほど私、答弁いたしましたのは、北富士演習場についての合意議事録があるのかという御質問ととり違へまして、ないと申し上げたわけでありまして、地位協定三条一項の件につきましても、合意議事録の第一号、「施設及び区域を構築し、運営し、維持し、利用し、占有し、警備し、及び管理する」これによることになつております。

○橋崎委員 そうだろうと思ひます。当然これ以外にないじゃないですか。

そこで、大臣もそのような意見を出されましたが、私は念のためにこの際明確にしておきます。この三条の問題は、当時の議事録によるところになつております。参議院で井上清一という方の質問に対して政府が答弁されておるのです。たいていへんりつばな質問をされておるのです。この中にこう書かれております。大臣のおっしゃるやうに、この新安保は、つまり協定に直すならば行政協定と地位協定の差は非常に出てきているのだ。

米軍の施設区域は何も治外法権じゃないのだ。大臣がおっしゃつたやうな点では、日本の国内法は厳然としてあるのだという観点からの質問です。そこで、いま問題にしました三条の、米軍がすべての措置をとるとこれにはなつていますよ、しかし、何もかにもできないのだ。では一体米軍の措置をとりませう場合、わが国の法令との關係はどういふ質問をされておるのです。これに対して当時の外務省のアメリカ局長が答弁されております。あるいは林法政局長官が答弁されております。いいですか、「いゝゆる軍隊に対しては、これは当然にこの軍隊も日本にある間においては、日本の法令を尊重すべきものである」といふことは、これは当然でございます。そして、「他国にある以上は、その国の法令を尊重する義務は当然持つ、何もかにもできないのです。これが政府の有権解釈なんです。だから管理権があれば何でもできるとあなたさつき漢委員の質問に対して答へられましたが、何もかにもできないのです。

そこで、もう少し法的な關係をお尋ねしておきますが、それでは、自衛隊のいまの使用の根拠は三条と申されております。しかし、自衛隊の使用の頻度が高いから二条四項(b)にしたとおっしゃる。それは順序が逆じゃありませんか。つまり米軍の使用がなくなり、なくなつたときには、第一番に措置すべきは何か、それは二条四項(b)じゃないのです。それはまず二条の三項をあなた方は考えなければいけないのです。三項はどう書いてあるかというところ、「合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のために必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならぬ。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。」これです。これが第一番にこななければいけないのです。条文からいっても、これは二条三項になつておるのです。その次四項にあるあなたが言つた(a)と(b)が出てくる。だから三項を当然私は問題にすべきであらうと思ひます。そしてその後、では自衛隊がどうするかという問題

は、大臣がおっしゃったように、これから地元の人と相談をし、ところ順序はなるのです。それは自衛隊が使つておるから直接(6)項を考へるというの、私は日本の政府としては言語道断だと思ひます。順序としてはそうじゃないでしょうか。まず二条三項がくるのじゃないですか。

○山上政府委員 合衆国軍隊が完全に要らないといふ場合にはおっしゃる通りにするようになりますが、いまの場合には合衆国軍隊はこれは完全に要らないといふ言つておるのではないのであります。われわれのほうで、米軍がそれを使用する必要があるといふことを常に申しておるものであります。それが返還してほしい、そういう前提でものが考えられておりますので、この場合二条四項によつて一時提供することゝいふこととひとつ返還をさせてもらいたいといふことがいまの交渉として成り立つておる、こういうふうな御了承願ひたいと思ひます。

○榊崎委員 だから、私はこれは議論しません。とにかくあなたの方の態度は米軍の立場に立つか、住民の立場に立つか、私はこの辺の問題だと思ひます。私はそういう問題の進め方はいへん残念に思ひます。

それから次に移りますが、自衛隊の使用の根拠は三条ですが、十月二十日の事件の米軍のつた措置はどういう法的な根拠があつたのでしょうか。

○鐘江説明員 十月二十日の米軍のとりました措置に基づきまして、同様に地位協定三条の管理権に基づく行為だと思ひます。

○榊崎委員 そうしますと、合意議事録に直せば、合意議事録の第一項ということになりますね。

○鐘江説明員 そのとおりでございます。

○榊崎委員 それでは合意議事録の三条の一項からいふと、米軍の行為はこの中のどれに当たりますか。この合意議事録以外のことは米軍はできないのですからね。だから、この合意議事録のどこに当てはまりますか。一項のどの部分に当たるのか。

ですか。

○鐘江説明員 「施設及び区域を構築し、運営し、維持し、利用し、占有し、警備し、及び管理する」この項であります。

○榊崎委員 それでは一項の一番最後の「管理」という項に該当するのですか。

○鐘江説明員 この中では「運営し、維持し、及び管理」という意味合いが強いと思ひます。

○榊崎委員 運営、維持、管理の項ですね、そういうことですね。そうすると、大臣にお伺いをしますが、先ほど淡谷委員が指摘されました米軍の行為は明確になつております。あなたの方が調査をされないでも、明確に私どもは把握をいたしております。淡谷委員が指摘されたことは事実であります。もし、あのような米軍の直接的な強制措置は、このいまおっしゃつた一項でできると大臣は解釈されますか。

○増田国務大臣 私どもの受けた報告の範囲においては管理権の範囲内であると思つておりますが、しかし引き続いて調査することを淡谷さんにもお約束した次第でございます。

○榊崎委員 調査される、けつこうです。しかし私は、日本の国内法においては、あの種の強制執行をするときには強制執行する機関がありますね。大臣、あなたはよく政治家増田とかいふことを言われます。それでけつこうです。米軍がもし排除するといふ目的があつた際に直接行動をすることが、この合意議事録の一項でやつたがいか、できると考へるのか、あるいは日本政府にその代行を頼むほうがいいのか、あなたの方は法的に考へてどう思われますか。大臣、一番最終的な判断ですか……。

○増田国務大臣 施設並びに区域の範囲内においては、管理、維持その他のためにあらゆる措置をなし得るといふ、そのあらゆる措置の中に私は入ると——日本に頼んできてそして掃除をさせたりいろいろするといふこと、日本の雇用員を雇うといふことはあり得るでしょうけれども、日本政府がそこへ行って何々をしなればならぬといふこ

とはないと私は考へております。

○榊崎委員 それでは大臣、日本の場合だと刑法に触れるような行為でも、米軍はこの合意議事録の一項によつてやれる、こう御解釈ですか。あなたは、あらゆる措置ができるといふ強調されましたけれども、どうですか。

○増田国務大臣 刑法といふものは大体普遍的なものでございまして、世界各国、大体刑法といふものは普通の原理でございまして。その刑法に触れるような行為はできないと思ひます。しかし職務上、刑法に触れるような行為をした場合にはアメリカの軍法会議でこれを処理する。職務外に於いて刑法に触れるような行為をアメリカ軍がした場合に、日本の法権のもとにおいて、日本の検察庁、裁判所においてこれを処理する、こういうことでございます。

○榊崎委員 私もさうであらうと思ひます。そこで問題は非常につきりしてきかたと思ひます。あのヒューズといふ人がつた措置が、まず職務上の問題であつたか職務外の問題であつたかといふことが一つ、やつた内容が日本の刑法に触れる行為であつたかどうか一つ、そういうことになりまふ。そこで、いまの大臣の御答弁によると、日本の刑法に触れるような行為であつた場合には、ヒューズといふ人は米国の裁判に服することになりますね。軍法会議に服することになります。そこで問題は、調査をされることになりまふ。そこで問題は、調査をされることになりまふ。その措置が刑法的な行為であつたかどうかといふことの判断はどことがされるのですか。

○増田国務大臣 まずアメリカ軍の施設並びに区域の中のことでございますから、一応アメリカ軍の軍法会議、これに付設されておる法務官等がきめるべき問題だと思ひます。それから日本側だつて関心を私わざるを得ないわけでございます。このカヤといふものが財物であるかどうか、財物である場合にはおそろく器物毀棄、器物損壊といふような犯罪に該当するかどうかといふようなことは、日本でもある程度調査をして意見を持つていいと思つております。そのために再調査を私が

淡谷さんに約束したわけでございます。

○榊崎委員 起つた問題は具体的に、日本の国民としては非常に心外な事件であります。施設庁長官、首ひねらぬでいいじゃないですか。地元の人々もたくさん来ておるのです。被害者も来ておられます。許されれば、こゝでどういふ被害を受けたか被控していただいてもいいんですよ。重大ですよ、問題は。そこで、再調査をされることまでは約束されましたが、私は、それは単なる言ひのがれじゃ困ると思ひます。具体的に、防衛庁として、防衛施設庁として正式に調査団を構成される。調査の結果が出たら、それから先はどういう手続を踏みますか。当委員会では淡谷質問に対するお答えですから、当委員会では調査の結果を明確にされることは当然でありまふが、それだけでは何にもなりませんからね。どうされますか、具体的に。

○増田国務大臣 調査した結果は当委員会において申し上げます。

○榊崎委員 当委員会に明らかにされることは当然です。しかし、われわれは裁判権を持たないのですからね。それから先はどうされますか。たとえば、日米合同委員会に正式に持ち出して、そして米軍側に、これこれ、しかじかのことがあつたといふことを明確にして、適当な、住民が納得し得るような措置をとつてもらふように努力するならば、これが具体的な措置ですよ。いいですか。私が問題を重要視するのは、日本の基地内であつたら米軍はどういふ犯罪でも犯していいのだといふことだつたら、まさに日本の中のベトナムじゃないですか。日本の中の沖縄ではないですか、もしこゝでいふことが見のがされるならば、さうなりません。だから、この問題は、私はさうとけじめをつけていただきたいと思ひます。さういふ観点からです、私が質問しているのは。

○増田国務大臣 この問題は、再調査をするといふことはあくまで申し上げておるわけでありまふ。それから、榊崎さんが法律のことをわりに詳しく

くありながら、従来の例のことも眼中に入れられないのは困ると思ひます。何とかというサーチャントがたまにために撃つてみたら、たまに拾いに来た女の人が死んだという事件があります。これは日本の裁判所が裁判したところのわけでありまして、日本の法権のもとにあるのでございまして、米軍基地は沖繩ではないのであります。

○**橋崎委員** そうあつてほしいと思ひます。だから、こんな質問をしているのです。だから、明確にしてくださいと言つてゐるのです。沖繩ではないといふことを強調されるのはいいが、どうされるか、お答えください。調査した結果をどうするか。それでは、当委員会がこうしてくれといつたら、あなたはそれとお聞きされますか。その調査結果を、私も聞きますよ。聞くが、問題は、それからどうされるかといふことが重要なんです。その調査結果に基づいて……（結果が出なければしょうがない）と呼ぶ者あり）委員長、重ねて言ひますが、わからぬといふことはないのです。はつきりさせますよ、必要なら。ただ、再調査を正式にするとおっしゃつておられるから、それでそれを待ちましようと言つてゐるだけの話で、内容は厳然としてゐるのです。はつきりしてゐるのです。もしそれが、あなたははつきりせぬのなら、首をひねる人は、あしたでも内閣委員会から調査団として正式に行つたらいい。だから、問題ははつきりしてゐるのです。しかし、あえて長官が再調査をすると言つてゐるから、その結果は待ちますが、その先はどうされますかと聞いているのです。では、日本の刑法に触れるような案件が明確になつたら、どうされますか。

○**増田国務大臣** 調査結果をお待ち願ひたいと思ひます。

○**橋崎委員** いや、それは待ちますよ。待つといふことは言つておるのです。それで具体的に刑法に触れるような事件が明確になつたらどうされます。それを聞いておるのです。もうそれはほとんど確定的です。われわれは確定だと思ひつけられ……

○**増田国務大臣** 仮定のことはお答えしにくいですが、ただワグとしては先ほど申したワグが考えられる。すなわち、日本人の所有にかかる財物であるかどうかといふことが、まず疑問だと思ひます。そこで、日本人の所有に属する財物であるという場合には器物毀棄、器物損壊といふようなことになるでしよう。しかし、その場合でもまたワグとしては二つに分かれるのでございまして、職務上の器物毀棄をしたという場合には、アメリカの軍法会議にかかるわけでございます。職務外であつた場合の、しかも日本人の財物であるといふような場合には、日本の法権のもとにおいてこれを処理する、検察庁及び裁判所において処理する、こゝういふことです。

○**橋崎委員** 念のために申し上げておきますが、現地は警察も、施設庁の出張所である施設部も、米軍にそのような権限はないといふ解釈を持つておると私は思ひます。その解釈があるから、米軍が取つてきた品物を日本の警察、施設部に預けようとしたけれども、受け取らなかつたのです、われわれの調査によると。盗品だから……。いいですか。念のために申し上げておきます。

それでは、その再調査の結果を待つて当委員会でもう一ぺんこの問題は明確にしたいと思ひます。

○**受田委員** 伊藤議員の発言の前に、先ほどの渋谷、橋崎両議員の質問に関連して、私、いささか疑義を感じてゐる点を、一、二点お尋ねをしておきたい点があります。

日米安保条約の第六条に基づく合衆国軍隊の地位協定の第二条の適用でなくして、第三条の適用をもつて北富士演習場事件の扱いをしておられるといふことも伺つてきておるわけでございますが、私はしばしば当委員会が発言をしてゐるとおり、この地位協定の第二条の第二項には、いま橋崎議員も指摘されたが、「日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極すなわち、「日本国内の施設及び区域の使用を許される。」といふそのことの再検討をしなけ

ればならない、こゝういふことが書いてあるし、次に「前記の施設及び区域を日本国に返還すべき」と又は新たに「云々」とある。合意事項が書いてあるのでございしますが、いままでこの第二条第二項の前記の取りきめの再検討をしたことがあるのかどうか。日本国政府の申し出があればできるものになつておるのだが、これをちよつと伺つておきたい。――担当者がおられないのですか。施設庁長官が歸られたから答弁ができないという趣ですが、防衛庁長官、大体心得ておられると思ひます。非常に精通しておられる、歴代長官のびか一方でいらつしやるだけに、ポイントはおわかりただいておると思ひますが……

○**増田国務大臣** 受田さんにお答えいたします。この件につきましては、この第二条の第二項に基づきまして合同委員会においてしばしば再検討いたしておられます。そうして概論的に申し上げますと、おおむね米軍側から返される部分のほうが多いのでございします。新たに提供するといふ部分もございします。返される部分が相当ございまして、しよつちやうこの取りきめを再検討いたしておるといふ機関がすなわち合同委員会でございます。

○**受田委員** その返されておる事例、私ちよつとそれを伺つておきたいのですけれども……

○**増田国務大臣** 事例として、ついこのごろの火曜日の閣議において決定いたしましたのは、町田にありますが平久保通所でございます。その面積は大体におきまして一千坪くらい返してもらいました。

○**受田委員** 北富士演習場の施設及び区域が返還対象になる性格のものであることを、先ほどの議論からもよく理解をされてもらつたと思ひますが、これはそれが実態調査の結果、われわれが大所高所から見ても、国民の要請として当然これは米軍から日本国に返してもらうべきものであり、あるいはこれを自衛隊が使うべきものであるかどうかといふような問題をひくるめて、われわれの当委員会は、この事件の実態を把握するため

に、各党の意見調整をして早急に北富士演習場にお互いの調査団を派遣すべきではないか、かような見解を持つに至つたのであります。これは特に年末で匆忙の間ではありますけれども、当委員会と比較的十九日以後は閑散期を迎えるようでありますから、当委員会の調査団を現地に派遣するといふ提案を委員長にさしていただきたいと思ひます。

それから、先ほど防衛庁長官からしばしば再調査の結果を待つてほしいといふ御答弁があつたけれども、今回の事件の再調査はいつをめぐに当委員会に報告をしていただき、この問題の解決に前進をはからすかといふことで、無期限に再調査結果を待つわけにはいきません。めどをどこに置いておられるか、このことをあわせ、一つは委員長においてお計らい、一つは防衛庁長官の御答弁を要求して、関連でありますから、私、これで質問を終わります。

○**増田国務大臣** 大体におきまして三週間ぐらいを限度といたしまして調査いたし、報告申し上げます。

○**三池委員長** ただいまの受田委員の御提案につきまして、後刻理事と協議いたしまして決定いたしたいと思ひますから、御了承をお願いいたします。

伊藤惣助丸君。

○**伊藤（總）委員** 今国会は別名沖繩国会ともいわれ、沖繩の返還をめぐるまじつと、核つきか核抜きかといふ基地の問題、さらには沖繩、小笠原を含む防衛体制について、るる総理から施政方針並びに日米共同体制の中において取り上げられております。私は、総理のそうした所信表明や代表質問の答弁について、国民が必ずしも納得できる答弁ではなかつたといふふうな考へております。私は、特に総理の答弁した、また総理の主張するところの自主防衛体制について、防衛担当大臣である長官に質問申し上げたいと思ひます。

初めに、総理は沖繩返還問題について、わが国の防衛に対する問題については自主防衛の気概が

必要である、このように再三主張しております。長官はこの総理のことばを具体的にどう解釈しているか、見解を承りたいと思います。

○増田国務大臣 総理の所信表明がございましたが、私は従前から、日本は祖国を億国民が自分の手で守るという気概を持っていたべきで、そのためには防衛意識の徹底には相当の努力をいたしておるつもりでございます。そういう意味合いにおきまして総理は両院の本院議において所信表明をなされたものと思います。

○伊藤(憲)委員 それでは、長官は、総理の言う国民が自主防衛の気概を持つことが必要であるという考えについては、同じでございますね。お伺いします。

○増田国務大臣 同じでございます。

○伊藤(憲)委員 自主防衛ということについてでございますが、その内容でありますけれども、それは政府の軍力増強というのか、または精神的なものか、国民がまたそれを両面で認めるというふうになるという意味なのか、お伺いします。

○増田国務大臣 わが国の防衛のしかたは、伊藤さんの御承知のとおり、日米安保体制のもとにおいて、しかしながら日本もみずから手で通常兵器による局地的侵略くらいは阻止するあるいは排除する、こういう力を持つとするのが三次防衛でございます。その三次防衛につきまして、国民の皆さまが、警察のことや消防のことや防衛のことは憲法に直接書いてはございませんが、全国民の義務である、その義務を志願者制度によって果たしておる、こういうようなことを御理解願いたい、こういうことを強調されたものと思います。

○伊藤(憲)委員 ただいま長官から答弁がございましたが、どうも総理の強調する自主防衛の気概の中には、率直にいつて核を持ち込むぐらいの、また核を持ち込むことを認めるぐらいのことを言っているのではないかと考えられるわけです。長官に、この総理のことばについて見解を伺いたいと思います。具体的にちょっと説明してもらいたいと思います。

○増田国務大臣 伊藤さんの御質問のほうは少し具体性を欠いているのでありまして、すなわち本土の沖繩に分けて聞いていると、分けたものとしてしにくいのでございますが、分けたものとして御質問があったと仮定してお答えいたします。

すなわち、本土におきましては、核の三原則が、従来からもうございまして、核を堅持されるわけでございます。それから沖繩におきましては、そこが問題でございます、これからの検討課題である、こう考えております。

○伊藤(憲)委員 どうも核の問題になりますと、予算委員会においてもいろいろいわれておりますが、返還のときに考える、現在は白紙である、総理がそうおっしゃっていますから進まないと思っておりますので、いま長官が申されました、いわゆる自主防衛というのは三次防衛であるということについて、なぜ三次防衛が自主防衛になるのか、その点を伺いたいと思います。

○増田国務大臣 三次防衛によって自衛力を漸次整備、充実してまいるといのが当面の防衛庁の最高指揮官である内閣総理大臣の考えでございます。すなわち、また直接に隊務を統括いたしております防衛庁長官、それから防衛庁の考えでございます。しかし、一面、国民全体の防衛義務を強調されたのは、この三次防衛をやるにつきます。国民の進んでの御協力、御理解を欲する、すなわちこの前の国会でだいたいわれましたコンセンサスを欲する、という意味におきまして、総理大臣は強調されたものと思っております。

○伊藤(憲)委員 そうしますと、自主防衛は三次防衛を整備すればそれが即自主防衛である、そのように理解してよろしいでしょうか。

○増田国務大臣 日米安保体制のもとにおいて、ある程度の自主防衛能力をつけたいというのが、三次防衛の内容でございます。

○伊藤(憲)委員 これは長官、大事なことでありますので、伺っておきますが、私が四月の予算分科会において、長官に、自主防衛とはどのような具体的な構想でいくのか、このように伺ったこと

があります。これは議事録にも出ております。そうしますと、三次防衛をまず整備する、それから四次防衛、五次防衛と続く、そして自主防衛というものの体制をつくるんだというふうな長官は答弁されております。ということになりますと、いまの発言と食い違いがあるわけです。その点の長官の見解をお願いします。

○増田国務大臣 四月に発言したことはそのとおりでございます。総理は必ずしも四次防衛、五次防衛とおっしゃっておりません。その時点にならないうちからぬということをおっしゃっておりますが、私は国家の生命、生存というものは悠久であると思っております。そこで現実の問題といたしまして、防衛力は各国とも持つておるわけでございます。でございますから、漸次整備、充実してまいりたい。そういう意味におきまして、四次防衛、五次防衛ということもあるでございます。というようにことを申し上げました。昭和四十六年以後においても日本国というものは存続し、発展するわけでございますから、これは正直に申したほうが私はいいと思います。

それからもう一つ、一面におきまして自主防衛というものは単独防衛ではないと私は考えております。そこで、中立国は別といたしまして、集団安全保障条約によって各国は自国を守るという傾向にございまして、その集団安全保障条約というものの根拠は国連憲章第五十一条でございます。国連憲章第五十一条に基づいて、自由国の間で一番大きな集団安全保障条約は御存じの北大西洋安全保障条約でございます。それから共産圏における一番大きな集団安全保障条約はワルシャワ安全保障条約でございます。それから二国間あるいは三国間あるいは数国間の集団安全保障条約もございますが、あまた集団安全保障条約機構のあるうちに、日本は日米安保条約というもので日本の平和と安全を守っている、こういう意味合いでございます。私がいつも強調いたしたいのは、昭和三十五、六年ごろにとかく世の中に間違つて宣伝されました日米安保条約だけが世界に存在す

るただ一つの安保条約ではない、たくさん安保条約がございまして、そのうちの二国間安保条約が日米安保条約であるということをおし上げたいのでございます。

○伊藤(憲)委員 いま四次防衛も五次防衛もあり得るというふうな聞いて、私もそうではないかと思っております。しかし総理は、それでは自主防衛が三次防衛であるならば三次防衛を強化していくのか、こういうことについては、変更しない、このように言っております。その点の長官の見解を伺います。

○増田国務大臣 沖繩が返還されるときに態様によっては、そのときになればどうなるか、それは私はわかりませんが、いまのところ、当分の間三次防衛というものを變更するということはさらさら考えていないのでございます。

○伊藤(憲)委員 これは防衛年鑑によりますと、現在でも日本の軍力というものは世界第七位である。三次防衛を整備していくならば、世界第五位になる。さらに、いま長官の話を聞いていきますと、四次防衛、五次防衛が続けば、少なくとも世界第四位以上の強力な軍力を持った自衛隊になる、こういうふうな考えられます。私がここで言いたいことは、日本の国は平和憲法があります。常に総理また長官等からも、平和憲法に即して、平和憲法のもとで自衛力を整備するのだという一つのことを聞いておりますが、どこまでいけばこれが自主防衛としての限界である、平和憲法のもとにあつての限度はこの程度なんだという一つの限界が示されない限り、国民は総理並びに防衛庁長官のおっしゃるいわゆる自主防衛についての限界がわからないうちの自主防衛でございます。その点について長官に、具体的な自主防衛の限界、また三次防衛、四次防衛、五次防衛といけれども、その先はどのような考えがあるのか、お伺いしたいと思

います。

○増田国務大臣 本年度の防衛は三千八百九億円でございまして、総予算に対して七・七％であります。工業先進国のうちで日本は世界三番目とか言われておりますが、総予算に比較いたしまし

と、二百名くらいアメリカの海軍がおるそうでございますが、これと一緒にやるとやるということになりまして、人数はその範囲でまわってやるのじゃないか、こう考えております。

○伊藤(惣)委員 総理なんか答弁しておりますが、小笠原の防衛については、その島の領土、領海、領空というものを防衛するのだ、このように言われております。そうしますと、小笠原のあの火山列島であるとか、沖の鳥島であるとか、こういふところの島が三十幾つございまして、その防衛するいわゆる海の境界というものはどの辺まで考えておりますか。またあつたら教えていただきたいのです。

○増田(憲)委員 これは総理がときどき明言されております。すなわち小笠原諸島それから南鳥島、沖の鳥島、それから何か私はよくわかりませんが、珊瑚岩の南なんぞ書いてございしますが、それらの諸島の領海、領空、領土を守る、これだけでございまして、これら諸島とすることで公海の地域までをさすような御質問がございましたけれども、これら諸島とは、これら諸島の領土、領海、領空を守るといふことでございす。

○伊藤(惣)委員 要するに、領海といふことは三海里まででございますね。三海里といふことは非常に狭いわけですね。そうしますと、本土と、これから沖縄返還になりますと沖縄、また小笠原という中にある、もしもその間にあつて紛争が起きた場合には安保体制によつて守るといふのでしようけれども、自衛隊としてはどのような体制をとるのか、ちよつと伺いたいと思ひます。

○増田(憲)委員 小笠原諸島の領土、領海、領空において紛争が起きたときには、これは守るのでございす。

○伊藤(惣)委員 それはわかりますが、小笠原と本土、返還されれば沖縄ですね、その間の公海上において、いままで公海といつても非常に狭かつたわけですね。しかし、非常に狭い公海上の範

囲においての紛争が起きた場合にはどうするかという事です。

○増田(憲)委員 これは奄美大島と鹿児島本土との間にも公の海があります。それから島根県と同じ島根県でございまして、隠岐島、その間も四十海里離れておるそうでございます。その間にも公の海があるわけでございます。その間の紛争といへば、おそらく日本の護衛艦とかあるいは日本の汽船とかいふものが襲われた場合だと思ひますが、その襲われた場合には、これは領土でございすから、その領土は力があればこれを守るといふことでございす。守るべき義務があると思つております。

○伊藤(惣)委員 公海上であつてもですか。

○増田(憲)委員 実際上の公海もそうでございますが、守る義務があります。しかし、実際守れるかどうかといふことは、これはまた別問題でございす。

○伊藤(惣)委員 それでは、たとえばその間にあつて紛争が起きた場合には、いままでは安保体制によれば、日本の領土については日本が守るけれども、公海については米軍がやるんだ、こういふ考え方だつたわけですね。いままではそんなんです。それがたまたまの発言では、公海上であつてもさういふときには日本が自衛隊を行使する、こういふことですね。

○増田(憲)委員 軍艦は外国の領海の中にも日本は護衛艦といつたほうが正確ですが、海上自衛隊のちよつと大きな船でも、外国の領海の中にも日本の領土であるといふふうに解釈されております。それから日本の貨物船、客船等はタンカーにいたしましては外国の領海外の、すなわち公の海に在る場合には日本の領土でございす。でございすから、これを守る義務がたといふ遠い海でもあるわけでございます。日本の海上自衛隊はそれまでの力がない、だから守れない、こういふことでございす。

○伊藤(惣)委員 それは非常に大事なところだと

思ひますが、公海上において護衛艦が通るところは日本の領土とみなして対処する、守れないけれども、対処する、こういふことですね。

○増田(憲)委員 日本の領土でございすから、日本の領土はこれを守るといふ義務が日本国にございすし、また、日米安保条約上、日本の領土が侵害された場合にはこれを守るといふことが期待されておるわけでございます。

○伊藤(惣)委員 その場合、たまたまアメリカの船がいた場合には、これはお互いに対処するわけですか。そうしますと、要するに横須賀にどんどんアメリカの艦隊がいま入つております。日本の船も入つております。たまたま途中においてさういふ問題が起きた、どこかわからない侵略者に対して、護衛艦が通つておる、いわゆる公海であつてもそこはもう日本の領土内と見て対処する、さうした場合に、アメリカの軍艦もたまたまそばにいた場合には、ともにやつつける、こういふことになるわけですか。

○増田(憲)委員 公の海における紛争、つまり日本の領土がやられたという場合、これは日本は力があれば守るのはあたりまえでございす。義務があると思つております。海上自衛隊なり、あるいは航空自衛隊なりが、そのときにアメリカの軍艦がそこにおつたといふことがちよつとわからな

いのですが、アメリカの軍艦がそこにおつて、日本に敵対行為をするといふことを仮定されたのでしようか。さういふことはちよつと考えられませんが、アメリカを助けるために……。

○伊藤(惣)委員 私が聞きたいのは……。

○増田(憲)委員 日本の自衛隊は日本の施政権下におけるものを守りますから、そこで日本のタンカー、貨物船、漁船等はそこへ行きましては外国の領海へ入るまでは日本の領土でございすからこれは守ります。それからまた、アメリカも日本の施政権下にあるものを守つてくれますから守るのです。ただ、アメリカの軍艦がやられてゐるのを日本が見ておるかどうかという場合には、ただ

日本は見えておるといふことなんです。

○伊藤(惣)委員 それじゃ日本が一生懸命やつてゐるところにアメリカの船が応援したら、それはいいわけですか。

○増田(憲)委員 私のお答えしたとおりでございまして、前に社会党の辻原さんが昭和三十五年に聞かれております。すなわち「日本の領海近くでアメリカ船が攻撃を受ける、アメリカ船が出動する。自衛隊はどうしますか、出動しますか、しませんか。」これに対して藤山國務大臣が、日本の領海の外でありますれば、アメリカ船が攻撃を受けた場合にむろん自衛隊は出動いたしません、こう答えております。

○伊藤(惣)委員 さういふことは私は知つてゐる聞いてゐるわけですね。一つは、なぜかといふと、いまいろいろ聞いておつたわけですが、いまの日本の安保体制といふのは片務的なんです。それがアメリカと一緒に守つたり、公海上において、どんどんこれから出てくるけれども、そのときにたまたまアメリカとさういふ艦隊と一緒になつた場合に双務的になるのではないか。さうであつてはいけなから、それではさういふ体制でいくならば、一九七〇年には安保改定の時期を迎えてゐるけれども、実際にはいまの時点においては自動延長が長期固定かわかりませんけれども、いすれにしてもそのまゝいこうという長期堅持であるといふことをいつてゐるわけですね。その中にあつて、さういふ体制または整理をしていくならば、当然安保も改定していかなければならないし、片務的なものを双務的なものになければならぬではないか、さういふ意味のことを私はいま聞こうとしたわけでありまして。

大体はわかつたわけでありまして、いすれにしてもさういふ点のはつきりした見解を示さなければ、今後国民は納得することはできないと思ひます。

時間がきてしまつたわけですが、次回に

また自主防衛の点、さらに試射場の問題等についていろいろ聞きたいと思いますが、次にしたいと思います。

これをもって私の質問を終わります。

○三池委員長 次回は、明十五日午前十時理事
会、十時三十分委員会を開会することとし、本日

はこれにて散会いたします。

午後二時三十四分散會

「参照」

檜崎委員要求、防衛施設庁提出の資料

横浜市上瀬谷電波障害制限地域制限内容

地帯	高さ (フィート)		交通量	土地使用率	住宅	生波による電力消費最大機器電圧 KVA		工場形式
	木造建造物	鉄骨、鉄塔建造物 鉄筋コンクリート				電波雑音防止器つき	電波雑音防止器なし	
I ZONE	20	0	5	5	$\frac{1 \text{世帯}}{1000} \text{坪}$	0	0	電波線を使用しない小屋 又はこれに類するもの
II	40	30		10	$\frac{3}{1000}$	100	0	小工場 使用基地から電波雑音の出ないもの
III	100	65		20	$\frac{8}{1000}$	1000	100	中工場 螢光灯を使用し、使用機器が電波雑音減少装置を有するもの
IV	なし	90		40	$\frac{25}{1000}$	1000以上	1000	大工場 大馬力モーター、水銀灯10W以下の送信設備を使用するもの
V	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	